

# 第11章 参考例規

## ○宗像地区事務組合水道給水条例

平成21年11月18日  
条例第6号

### 目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 給水装置の工事及び費用(第5条—第14条)
- 第3章 給水(第15条—第26条)
- 第4章 料金及び手数料(第27条—第35条)
- 第5章 管理及び取締り(第36条—第41条)
- 第6章 貯水槽水道(第42条・第43条)
- 第7章 雜則(第44条)
- 第8章 罰則(第45条・第46条)

### 附則

- 第1章 総則
- (趣旨)

第1条 この条例は、宗像地区事務組合(以下「組合」という。)が経営する水道事業の給水についての料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件及び給水の適正を保持するため必要な事項を定めるものとする。

(平31条例2・一部改正)  
(給水区域)

第2条 給水区域は、[宗像地区事務組合水道事業の設置等に関する条例\(平成21年宗像地区事務組合条例第5号\)](#)第4条第2項及び第3項に定める区域とする。

(令4条例2・一部改正)  
(定義)

第3条 この条例において、[次の各号](#)に掲げる用語の意義は、それぞれ[当該各号](#)に定めるところによる。

- (1) 給水装置 需要者に水を供給するため組合が設置した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (2) 貯水槽以下装置 給水装置に接続して設けられた貯水槽、貯水槽から分岐して設けられた給水管及びこれに接続する給水用具等をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次のとおりとする。

- (1) 専用給水装置 [第2号](#)及び[第3号](#)以外のもの

- (2) 共用給水装置 1 個の水栓を 2 戸以上で共用するもの又は公衆の用に供するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

## 第 2 章 給水装置の工事及び費用

### (工事の申込み)

第 5 条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法施行規則(昭和 32 年厚生省令第 45 号)第 13 条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去する工事(以下「給水装置工事」という。)をしようとする者は、管理者の権限を行う組合長(以下「管理者」という。)の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、承認を受けなければならない。

- 2 前項の申込みに当たり、管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。

(令 4 条例 2・一部改正)

### (工事の施行)

第 6 条 給水装置工事の設計及び施行は、前条第 1 項の申込みによって管理者又は管理者が水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。)第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

- 2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査及び使用材料の確認を受け、かつ、工事竣工後直ちに管理者の工事検査を受けなければならない。
- 3 指定給水装置工事事業者について必要な事項は、管理者が別に定める。
- 4 第 1 項の規定により管理者が給水装置工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

### (工事の費用負担)

第 7 条 給水装置工事に要する費用(以下「工事費」という。)は、給水装置工事の申込者の負担とする。

- 2 配水管が布設されていない公道に配水管及び給水管(以下「配水管等」という。)の布設工事を行う場合、工事の費用負担について必要な事項は、管理者が別に定める。
- 3 公道内の配水管等は、組合の責任において維持管理をするため、無償譲渡を受けるものとする。

### (水道利用加入金)

第 8 条 給水装置の新設及び改造(既設水道メータの口径を増すものに限る。以下同じ。)の工事をしようとする者は、別表第 1に定める水道利用加入金(以下「加入金」という。)に消費税及び地方消費税を加えた金額を、管理者に納付しなければならない。ただし、その額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

- 2 前項に規定する給水装置の新設及び改造の工事のうち、第 18 条第 2 項に規定する管理者が特に認めた共同住宅(以下「新設等共同住宅」という。)に係る加入金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。ただし、その額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(1) 細水装置の新設の工事 当該共同住宅の戸数に水道メータ(各戸に設置されるものに限る。)の口径に係る別表第1に定める加入金を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税を加えた金額

(2) 水道メータの増径等又は当該共同住宅の戸数の増加を伴う工事 当該工事後の当該共同住宅の戸数に当該工事後の当該共同住宅に設置される水道メータ(各戸に設置されるものに限る。以下この号において同じ。)の口径に係る別表第1に定める加入金を乗じて得た金額と当該工事前の当該共同住宅の戸数に当該工事前の当該共同住宅に設置される水道メータの口径に係る同表に定める加入金を乗じて得た金額との差額に消費税及び地方消費税を加えた金額

3 新設等共同住宅に係る共用給水装置又は私設消火栓の新設及び改造の工事をする場合においては、前項の規定の例により、当該共用給水装置又は私設消火栓に係る加入金を徴収する。

4 管理者は、特に必要があると認めるときは、加入金を免除することができる。

5 既納の加入金は還付しない。ただし、管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(平25条例10・平28条例12・一部改正)

(工事費の算出方法)

第9条 工事費は、次に掲げる費用の合計額とする。

(1) 設計費

(2) 材料費

(3) 運搬費

(4) 道路復旧費

(5) 労力費

(6) 諸経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

(工事費の予納等)

第10条 管理者に給水装置工事を申し込む者は、設計により算出した工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は工事竣工後これを精算し、過不足があるときは、これを還付し、又は追徴する。

(所有権の留保等)

第11条 管理者が施行した給水装置工事の工事費が完納になるまでの間は、その給水装置の所有権は組合に留保し、その管理は、工事の申込者の責任とする。

(工事費の未納についての処理)

第12条 管理者が施行した給水装置工事の工事費を、申込者が指定期限内に納付しないときは、管理者は、その給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により管理者が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、給水装置工事の申込者は、組合にその損害を賠償しなければならない。

(第三者の異議についての責任)

第 13 条 管理者が行う給水装置工事について利害関係人その他の者から異議があるときは、給水装置工事の申込者の責任とする。

(給水装置の変更)

第 14 条 管理者は、配水管の移転その他の理由によって給水装置に変更を加える必要があるときは、給水装置の所有者(以下「所有者」という。)の申込みがなくても行うことができる。

### 第 3 章 給水

(給水の原則)

第 15 条 給水は、非常災害、水道施設の損傷その他やむを得ない事情又は法令若しくはこの条例の規定による場合のほか、これを制限し、又は停止することはできない。

2 給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

3 給水の制限、停止、断水又は漏水のため損害があつても、組合に故意又は過失があつた場合を除き、組合は、その責任を負わない。

(給水の申込み)

第 16 条 水道を使用しようとする者は、あらかじめ管理者に申込み、その承認を得なければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第 17 条 所有者が宗像市及び福津市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めたときは、所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため宗像市又は福津市内に居住する代理人を選任しなければならない。

(水道メータの設置)

第 18 条 管理者は、使用水量を計量するため、給水装置に水道メータを設置する。ただし、管理者が水道メータの必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合のほか、管理者は、管理者が特に認めた共同住宅において貯水槽以下装置により給水を受ける者の使用水量を計量するため、貯水槽前に親メータを設置したうえ、貯水槽以下装置にメータを設置することができる。

3 水道メータの位置は、管理者が指定する。

(管理人の選定)

第 19 条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、水道の使用者又は所有者の中から管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水管を共有する者
- (2) 給水管を共同で使用する者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、管理人を変更させることができ  
る。

(同居人等の行為に対する責任)

第 20 条 水道の使用者は、その家族、同居人、被用者等の行為についても、この条例に  
定める責任を負わなければならない。

(給水装置の管理)

第 21 条 水道の使用者又は所有者は、水が汚染されることのないよう給水装置を管理  
し、供給を受ける水又は給水装置に異状があると認めたときは、直ちに管理者に届け出  
なければならない。

- 2 前項において修繕その他の処置を必要とするときは、管理者が行うものとする。
- 3 第 1 項の規定による届出がなくても管理者が必要と認めたときは、修繕その他必要な  
処置をすることができます。
- 4 管理者は、前 2 項の規定による修繕その他必要な処置を指定給水装置工事事業者又は  
管理者が認めた者に行わせることができる。
- 5 前 3 項の規定による修繕その他必要な処置に要する費用の負担は、公道内における配  
水管等に係る費用は管理者、民有地内における給水装置に係る費用は所有者の負担とす  
る。ただし、公有地と民有地の境界からメータまでの費用負担は、管理者が別に定める  
ものとする。

(水道メータの貸与)

第 22 条 水道の使用者、所有者若しくは代理人又は管理人(以下「水道使用者等」とい  
う。)は、給水装置に水道メータが設置されたときは、善良な管理をしなければならな  
い。

- 2 前項の管理義務を怠ったため生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(届出)

第 23 条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に  
届け出なければならない。

- (1) 水道の使用を開始し、又は中止するとき。
- (2) 消防演習に水道を使用するとき。
- (3) 用途を変更するとき。

(令 4 条例 2・一部改正)

(権利義務に関する異動届出等)

第 24 条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届  
け出なければならない。

- (1) 前使用者等の水道の使用に関する権利義務を承継し、引き続いて使用するとき。
- (2) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。
- (3) 所有者に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。
- (4) 水道の使用戸数に異動があったとき。
- (5) 消防用に水道を使用したとき。

(私設消火栓の使用)

第 25 条 私設消火栓は、消防又は消防演習のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を演習用に使用する者は、管理者の指定する組合の職員の立会いを受けなければならない。

(給水装置及び水質の検査)

第 26 条 管理者は、給水装置又は供給する水の質について、水道使用者等から請求があったときは、これらの検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査について特別の費用を要したときは、管理者は請求者からその実費額を徴収する。

第 4 章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第 27 条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の使用者から徴収する。

2 給水装置を共同で使用するときの料金は、水道の各使用者が連帯してその納付義務を負担するものとし、管理人から徴収する。

(料金)

第 28 条 料金は、別表第 2に定める水道使用料及び別表第 3に定める水道メータ料の合計額に消費税及び地方消費税を加えた金額とする。ただし、その額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

2 前項の水道メータ料は、水道法施行規則(昭和 32 年厚生省令第 45 号)第 12 条の 3 第 2 号ニに規定する水道メータの賃貸料等の特別の費用負担として徴収する。

(平 23 条例 5・平 25 条例 10・平 28 条例 12・平 31 条例 2・令 2 条例 4・一部改正)

(料金の算定)

第 29 条 管理者は、毎月 1 回定例日に水道メータにより使用水量を計量し、その使用水量をもって毎月分の料金を算定する。

2 管理者は、必要があると認めたときは、前項の定例日によらぬことができる。

(使用水量の認定)

第 30 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

(1) 水道メータに異常があったとき。

(2) 使用水量が不明なとき。

2 前項の使用水量の認定は、前 3 月間及び前年同月の使用水量その他の事情を考慮して行う。

(平 23 条例 5・一部改正)

(特別な場合における料金の算定)

第 31 条 月の中途において水道の使用を開始し、又は中止した場合の料金は、1 月として算定する。ただし、給水装置を使用しなかったと認められる日数に応じて管理者が別に定める方法により算出した額を差し引いて算定することができる。

(平 23 条例 5・一部改正)

## (臨時用料金の前納及び精算)

第 32 条 工事その他の理由により臨時に水道を使用しようとする者又は管理者が特に必要があると認める者は、水道の使用の申込みの際、臨時用料金の基本水量分を前納しなければならない。

2 前項の臨時用料金は、水道の使用をやめたときに精算し、不足があるときは、これを追徴する。

## (用途その他の認定)

第 33 条 用途その他の届出が事実と相違するときは、管理者が認定する。

## (手数料)

第 34 条 手数料は、別表第 4のとおりとし、申込者が納付する。

2 前項の手数料は、特別の理由がない限り還付しない。

(平 22 条例 15・平 23 条例 5・一部改正)

## (料金等の減免)

第 35 条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を減額し、又は免除することができる。

## 第 5 章 管理及び取締り

## (転売等の禁止)

第 36 条 水道の使用者は、管理者が必要と認めたもののはかは、浄水を他に転売し、又は理由なく分与してはならない。

## (給水装置等の検査及び指示)

第 37 条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置又は受水槽以下の装置について検査し、水道使用者等に対し必要な処置を指示することができる。

## (給水装置の構造及び材質の指定)

第 38 条 管理者は、必要があると認めるときは、配水管の取付口から水道メータまでの給水装置に関してその構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メータまでの工事に関する工法、工期その他工事に係る条件を指示することができる。

3 前 2 項に規定する指定及び指示については、管理者が別に定める。

4 第 1 項の規定による指定の権限は、法第 16 条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

## (給水装置の基準違反に対する措置)

第 39 条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号。以下「令」という。)第 6 条に規定する基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、管理者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又

はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が令第 6 条に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(令 2 条例 4・一部改正)

(給水の停止)

第 40 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者等に対して給水を停止することができる。

- (1) 給水装置の構造及び材質が管理者の定める基準に適合しなくなったとき。
- (2) 水道の使用者が、料金その他この条例により負担すべき費用を滞納したとき。
- (3) 水道の使用者が、水道の使用をやめたと認められるとき。
- (4) 第 21 条第 1 項の規定による給水装置の管理義務を著しく怠ったとき。
- (5) 第 16 条の規定による承認を得ないで給水装置工事を行い、又は水道を使用したとき。

2 前項の規定による停水処分について、水道の使用者の敷地内に止水栓等がある場合、水道の使用者は、執行職員の立入りを拒むことができない。

(給水装置の取外し)

第 41 条 管理者は、水道の使用者が水道の使用をやめたと認められ、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合で水道の管理上必要と認めたときは、給水装置を分岐点から取り外すことができる。

- (1) 所有者が 60 日以上所在不明のとき。
- (2) 前条第 1 項第 3 号及び第 5 号の規定により給水を停止したとき。

第 6 章 貯水槽水道

(管理者の責務)

第 42 条 管理者は、貯水槽水道(法第 14 条第 2 項第 5 号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うことができるものとする。

(設置者等の責務)

第 43 条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第 3 条第 7 項に定める簡易専用水道をいう。

次項において同じ。)の設置者は、法第 34 条の 2 に定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者等は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第 7 章 雜則

(委任)

第 44 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

## 第 8 章 罰則

## (過料)

第 45 条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、5 万円以下の過料を科する。

- (1) 料金又は手数料の徴収を免れようとして詐欺その他の不正の行為をしたとき。
- (2) 職員の職務の執行を拒み、又はこれを妨害したとき。
- (3) 正規の手続を経ないで給水装置工事を行い、又は水道を使用したとき。
- (4) 給水栓を汚染するおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合等において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。
- (5) 給水装置の管理義務を著しく怠ったとき。

## (料金を免れた者に対する過料)

第 46 条 詐欺その他不正の行為によって料金又は手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料を科する。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに宗像市水道条例(平成 15 年宗像市条例第 136 号)又は福津市水道事業給水条例(平成 17 年福津市条例第 135 号)の規定の基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日前に申込まれた給水装置の新設及び改造に係る加入金並びに各種手数料については、なお従前の例による。
- 4 第 28 条及び第 29 条の規定は、施行日以後の使用に係る料金から適用し、施行日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 5 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 附 則(平成 22 年 10 月 26 日条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 2 及び別表第 4 の改正規定は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

## 附 則(平成 23 年 10 月 17 日条例第 5 号)

## (施行期日)

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この条例による改正後の宗像地区事務組合水道給水条例(平成 23 年条例第 5 号)第 28 条の規定は、平成 24 年 5 月分として徴収する水道料金から適用し、同年 4 月分として徴収する水道料金までは、なお従前の例による。

## 附 則(平成 25 年 10 月 30 日条例第 10 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則(平成 28 年 2 月 22 日条例第 12 号)

## (施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。  
(経過措置)

2 この条例による改正後の宗像地区事務組合水道給水条例及び宗像地区事務組合簡易水道給水条例の規定に基づき徴収する水道メータ料は施行日以後に設置し、又は取り替えた水道メータについて適用し、施行日前に設置していた水道メータについてはなお従前の例により水道メータ使用料を徴収する。

附 則(平成 31 年 2 月 20 日条例第 2 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 10 月 3 日条例第 9 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年 10 月 3 日条例第 10 号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 2 月 19 日条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 4 年 4 月 1 日条例第 2 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 8 条関係)

(平 25 条例 10・令元条例 10・一部改正)

水道利用加入金

区分	水道メータの 口径	水道利用加入金
新設の場合 (建築 1 戸(区画)当たり)	13mm	100,000 円
	20mm	280,000 円
	25mm	449,524 円
	40mm	1,349,524 円
	50mm	2,069,524 円
	75mm	5,000,000 円
	100mm 以上	当該水道メータと 13mm の水道メータとの流量比に基づき算定した額
改造の場合		改造後の水道メータの口径に対応する加入金の額から、改造前の水道メータの口径に対応する加入金の額を控除して得た額

## 別表第 2(第 28 条関係)

(平 23 条例 5・全改、平 25 条例 10・一部改正)

## 水道使用料

種別	用途別	基本使用料(1 月)		超過料金(1m <sup>3</sup> 当たり)	
		水量	料金	水量	料金
専用給水装置及び共用給水装置	一般用	8m <sup>3</sup> まで	1,143 円	8m <sup>3</sup> を超える部分	210 円
	臨時用	20m <sup>3</sup> まで	6,667 円	30m <sup>3</sup> を超える部分	277 円
				20m <sup>3</sup> を超える部分	277 円

備考 「臨時用」とは、建設工事その他で臨時の用に使用するものをいい、使用料は1件あたりで算定する。それ以外は「一般用」とする。

## 別表第 3(第 28 条関係)

(平 23 条例 5・全改、平 25 条例 10・平 28 条例 12・一部改正)

## 水道メータ料(1 月につき)

口径	メータ料
13mm	58 円
20mm	96 円
25mm	115 円
40mm	220 円
50mm	1,000 円
75mm	1,343 円
100mm	1,696 円
150mm	3,296 円
200mm	5,020 円
250mm	8,315 円
300mm	12,010 円

別表第 4(第 34 条関係)(平 23 条例 5・旧別表第 6 繰上、令元条例 9・一部改正)

## 手数料

種類	単位	金額
設計審査に係る手数料 (竣工検査、材料確認及び用紙代を含む。)	1 件につき	2,100 円
指定給水装置工事事業者の指定に係る手数料	1 件につき	10,000 円
指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る手数料	1 件につき	10,000 円
各種証明手数料	1 件につき	300 円

備考 この表に掲げるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その実費を徴収する。

## ○宗像地区事務組合水道給水条例施行規程

平成22年3月25日  
公営企業規程第10号

(趣旨)

第1条 この規程は、宗像地区事務組合水道給水条例([平成21年宗像地区事務組合条例第6号](#)。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(工事の申込み)

第2条 条例第5条第1項の規定による給水装置の新設、改造、修繕又は撤去の工事(以下「給水装置工事」という。)の申込みは、給水装置工事申込書([様式第1号](#))により行うものとする。

(加入金の免除及び納付)

第3条 条例第8条第4項の規定により水道利用加入金(以下「加入金」という。)を免除する場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特別用(私設消火栓を除く消火栓及び防火水槽並びに建設工事等で臨時の用に使用するものをいう。)の給水装置の新設及び既設給水装置の口径を増す改造の工事をしようとするとき。
- (2) 管理者の権限を行う組合長(以下「管理者」という。)の費用で、給水装置の新設又は口径を増す改造の工事をしようとするとき。
- (3) 開発地のうち、既に加入金に代わるものとして水道施設負担金等を納付した開発地において、1戸当たりの水道メータの口径が20ミリメートル以下の給水装置の新設をしようとするとき。

2 加入金は、給水装置工事の申込み又は開発地の給水申請の際に納付しなければならない。

(令4公企規程4・一部改正)

(給水装置工事の変更及び取消し)

第4条 給水装置工事の申込みをした後、その設計を変更し、又は工事の申込みを取り消そうとするときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 管理者が行う給水装置工事について、工事費の概算額を通知した日から60日を経過しても申込者がなお工事費の概算額を納付しないときは、その工事の申込みを取り消したものとみなす。ただし、特別な理由があると管理者が認めたときは、この限りでない。

(給水装置工事施行上の責任)

第5条 管理者が行った給水装置工事によって家屋、庭園その他工作物に加工したときににおいても管理者が必要と認める補修を行うほかは、管理者に故意又は過失があった場合を除き、管理者は、原状に復する責任を負わない。

(給水等の申込み)

第6条 条例第16条の規定による申込みは、水道使用申込書([様式第2号](#))により行うものとする。

(令4公企規程4・一部改正)

(管理人の選定等)

第 7 条 条例第 19 条の規定による管理人の選定又は条例第 24 条第 2 号の規定による届出は、管理人届([様式第 3 号](#))により行うものとする。

(貯水槽以下装置に設置するメータ)

第 8 条 条例第 18 条第 2 項の管理者が特に認めた共同住宅は、貯水槽以下装置を使用する住宅(一部が店舗等の用に供されているものを含む。)の所有者から申請があり、かつ、管理者が別に定める施設基準に適合する共同住宅とする。

(水道メータの管理責任)

第 9 条 水道メータ設置の場所には、検針、水道メータの取替等に支障となる物件を置き、又は工作物を設けてはならない。

2 前項の規定に違反した場合、管理者は、その位置を変更し、その工事に必要な費用を使用者又は所有者から徴収する。

(水道メータ盗難の場合の届出)

第 10 条 水道の使用者は、水道メータが盗難にあったときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

(用途変更)

第 11 条 条例第 23 条第 4 号の規定による届出は、用途変更届([様式第 4 号](#))により行うものとする。

(所有者の変更)

第 12 条 条例第 24 条第 1 号及び第 3 号の規定による届出は、給水装置所有者等変更届([様式第 5 号](#))により行うものとする。

(令 4 公企規程 4・一部改正)

(私設消火栓)

第 13 条 私設消火栓を消防用に使用したときは、鎮火後直ちに届け出なければならない。

2 私設消火栓を演習のため使用するときは、使用する日の前日までに管理者に届け出て承認を得なければならない。

(給水装置及び水質の検査)

第 14 条 条例第 26 条第 1 項の規定により給水装置又は供給を受ける水の質の検査を請求しようとする者は、検査請求書([様式第 6 号](#))により請求しなければならない。

(検査の実費額)

第 15 条 条例第 26 条第 2 項の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、検査の実費額を徴収する。

(1) 給水装置の機能について、通常の検査以外の検査を行うとき。

(2) 水の質の検査について、飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

(戸数の認定)

第 16 条 水道料金(以下「料金」という。)の算定の基礎となる戸数の認定は、管理者が行う。

## (未納料金の完納)

第 17 条 水道の使用者又は給水装置の所有者が、水道の使用を中止しようとする場合又は給水装置の撤去をしようとする場合で、料金、手数料、工事費等に未納があるときは、直ちに完納しなければならない。

## (料金の算定及び徴収の基準)

第 18 条 共用給水装置及び一般用の給水装置を連合して使用したときは、各戸均等に使用したものとみなす。

## (令 4 公企規程 4・一部改正)

## (異動に係る料金)

第 19 条 料金を算定したのち、その算定基準に異動があったときは、翌月分以降の料金において精算することができる。

## (徴収方法及び納期限)

第 20 条 料金は、上水道料金通知書による払込み、口座振替、自動払込、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者による納付又は集金の方法により毎月徴収する。ただし、管理者が必要であると認めたときは、この限りでない。

2 料金の納期限は、次に定めるところによる。

(1) 払込みの場合は、納入通知書を発送した日から 10 日

(2) 口座振替の場合は、毎月 25 日(その日が、金融機関の休業日のときは、翌営業日)

## (平 23 公企規程 1・令 4 公企規程 4・一部改正)

## (料金の減免)

第 21 条 条例第 35 条の規定により料金等の減額又は免除を申請しようとする者は、料金等減免申請書([様式第 7 号](#))を管理者に提出しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

## (平 31 公企規程 1・一部改正)

## (給水装置等の検査等)

第 22 条 管理者は、条例第 37 条の規定による検査のため必要があるときは、工事施工者又は給水装置若しくは受水槽以下の装置の所有者(以下「工事施工者等」という。)に対し、設計書、図面等の提出を求めることができる。

2 工事施工者等は、受水槽以下の装置の維持管理等について、管理者が別に定める協定を締結しなければならない。

## (標識の掲示)

第 23 条 水道の使用者は、給水装置の種類により管理者の交付した標識を見やすい場所に掲げなければならない。ただし、建物の構造その他の理由により掲示ができない場合で管理者の承認を得たときは、この限りでない。

## (雑則)

第 24 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日までに宗像市水道条例施行規程(平成 15 年宗像市公営企業規程第 16 号)、福津市受水槽以下の装置を使用する共同住宅の給水及び各戸検針、料金徴収に関する実施規程(平成 17 年福津市企業管理規程第 13 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定に基づきなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成 23 年 3 月 14 日公企規程第 1 号)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 23 日公企規程第 1 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 4 月 1 日公企規程第 1 号)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 31 日公企規程第 1 号)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 4 月 1 日公企規程第 4 号)抄

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 5 月 11 日公企規程第 5 号)

この規程は、公布の日から施行する。

## 様式第 1 号(第 2 条関係)

## 様式第 1 号(第 2 条関係)

(令 4 公企規程 4・全改、令 4 公企規程 5・一部改正)

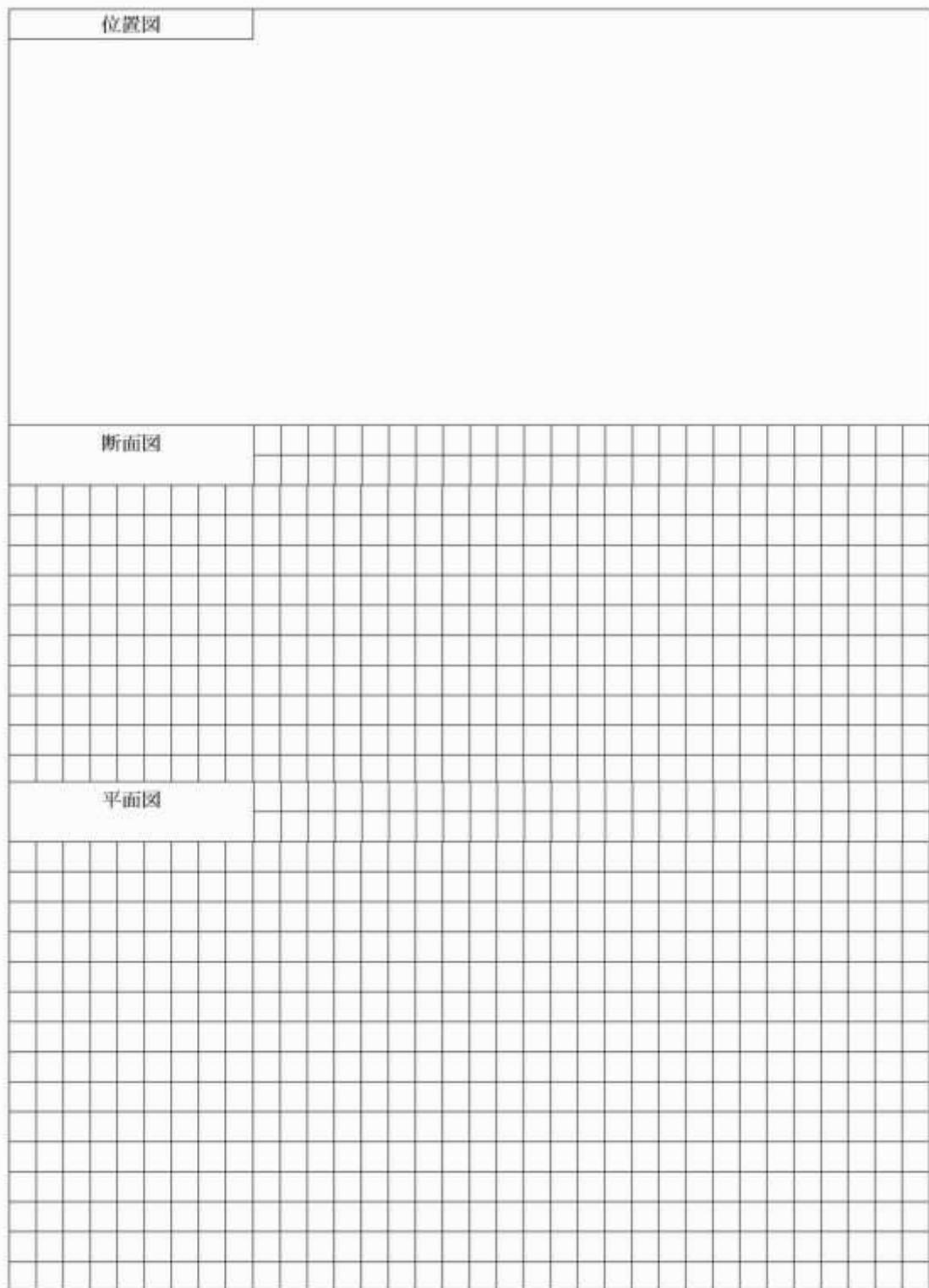
様式第 1 号(第 2 条関係)

給水装置工事申込書 宗像地区事務組合長 宛		施工 指令 番号	年	月	日	課長	係長	係員	
新設	改 造		修 繕	臨 時	第	号			
以下の内容を遵守し、下記工事場所に給水装置工事を申し込みます。									
1 宗像地区事務組合水道給水条例、宗像地区事務組合本木簡易水道給水条例等を遵守します。 2 公道内に布設された給水装置(分水栓から官民境界まで)は宗像地区事務組合に無償譲渡します。 ただし、分水栓の変更及び撤去は、私(申込者)が責任をもって行います。また、宅内に布設された給水装置の維持管理は私が責任をもって行います。 3 本給水装置工事に関しては土地の所有者など利害関係人の同意を得ており、異議の申し出があったときは、私が責任をもって解決します。 4 下記指定給水装置工事事業者を私の代理人と定め、給水装置工事の申込及び完了に伴う関係書類の提出に關すること、宗像地区事務組合に前納する水道利用加入金、諸検査手数料、臨時水料金等の納入及び精算等本給水装置工事の申込に關する権限を委任します。 なお、本申込書の内容に疑義が生じた場合は、私が責任をもって解決します。 5 下記申込内容を宗像地区事務組合が調査、確認することに同意します。									
申込年月日		年	月	日	指定給水装置工事事業者		給水装置工事主任技術者		
工事場所	地番 住所表示				許可番号No.	登録番号No.			
		(TEL)							
給水装置工事設計書									
フリガナ 申込者 氏名	申込者 住 所	名 称		形 状	数 量	単 位	箇所		
		分 水 取出工	県道・市道 横断・非横断						
申込者 住 所		止水栓設置工					箇所		
		(地上・地下式) 量水器BOX設置工							
発行年月日	年	月	日	管布設工( )					m
水道利用加入金									
メータ口径 No.	mm	工事用						箇所	
		一般用	水栓設置工						
金額	円	水栓柱設置工					箇所		
納入年月日	年	月	日						箇所
諸検査手数料				給湯用バルブ設置工					箇所
No.									
(納入月日)金額( / )	円	工事用水栓柱設置工					箇所		
臨時水料金									箇所
No.				その 他					
(納入月日)金額( / )	円								
井戸水(使用箇所)		有・無	備 考						
下水 誓約書・承諾書( )		有・無							
建築確認番号	年 月 日								
	第 号								
水圧検査	Mpa	(担当者名)							
月 日	(工事用・一般用)			払出日	檢満年月	備 考	受水槽有効容量		
メータ					/	m <sup>3</sup> ~	m <sup>3</sup>		

○既設メータ:施工指令発行日

○払出メータ:受渡日

} 以降、臨時水料金の還付はいたしません。



## 様式第2号(第6条関係)

(令4公企規程4・全改)

様式第2号(第6条関係)

## 水道使用申込書

## (新開始・建壳閉栓・中止・再開始)

宗像地区事務組合長 宛

提出日： 年 月 日

指定事業者			水栓所在地		
施工指令年月日	年 月 日		施設名称 フリガナ		
施工指令番号	第 号				
フリガナ			使用者氏名 (電話番号 - - - )		
建壳購入者					
用途	工事用	一般用	所有者 (家主) 住所氏名		
水道メータ	種別 (メーカー)				
取付メータ	口径	mm	上記場所の水栓を 月 日から使用開始 したいので届けます。 なお、料金の納付その他給水に関する義務及び本水栓取付の水道メータの保管、返還は責任をもって履行します。		
工時指針	番号		水道メータ	地上式・地下式・PS・遠隔	
耐用年数	指針	m <sup>3</sup>	下水	有・無	
工時指針	口径	mm	井戸水	有・無	井戸メータ
新(再)開始、建壳閉栓、中止の何れかを○で囲んで下さい。			備考 ※井戸水(有)の場合は、使用箇所を記入下さい。		
※水道料金の納入は、便利な預金口座振替があります。 ご利用下さい。 詳細は料金センター (Tel 0940-62-0026)			井戸水	散水のみ、その他( )	
メータ	台帳	検針表	受付		
			お客様番号	配水区	

様式第 3 号(第 7 条関係)

(令 4 公企規程 4・全改)

様式第3号(第7条関係)

管理人届

年 月 日

宗像地区事務組合長 宛

次のとおり、管理人を選定(変更)したので届けます。

申込内容	選定・変更		
使用場所			
	アパート名・棟数・部屋番号		
管理人	前管理人氏名		
	新管理人	フリガナ	
		氏名	
		住所	
電話番号			
納付書送付先			

様式第4号(第11条関係)

(令4公企規程4・全改)

## 様式第4号(第11条関係)

## 用途変更届

年 月 日

宗像地区事務組合長 宛

次のとおり、用途を変更したいので届けます。

使用場所		
		アパート名・棟数・部屋番号
フリガナ		
使用者氏名		
用途	現在	一般用・臨時用・消火栓用・共用
	変更後	一般用・臨時用・消火栓用・共用

## 様式第 5 号(第 12 条関係)

(令 4 公企規程 4・全改)

様式第 5 号(第 12 条関係)

	受付年月日	水栓番号																		
	年 月 日																			
給水装置所有者等変更届																				
届出年月日																				
年 月 日 *太枠内の必要事項を記入してください。																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">(あて名) 宗像地区事務組合長 本紙のとおり所有者を 変更したので届出します。</td> <td style="width: 10%; text-align: center; padding: 5px;">変更 事由</td> <td style="width: 60%; text-align: center; padding: 5px;">変更前</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(届出者) フリガナ 氏名 _____</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">フリガナ 所有者 署名</td> <td style="padding: 5px;"> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">住所 _____</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">所有者 住所</td> <td style="padding: 5px;"> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">電話番号 _____</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">変更 事由</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">変更後</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">給水装置 設置場所 _____</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">所有者</td> <td style="padding: 5px;"> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;">※窓口にこられた方の会社名、氏名等を記入して下さい。 ※所有者ご本人様以外の方は、委任状が必要です。</td> </tr> </table>			(あて名) 宗像地区事務組合長 本紙のとおり所有者を 変更したので届出します。	変更 事由	変更前	(届出者) フリガナ 氏名 _____	フリガナ 所有者 署名		住所 _____	所有者 住所		電話番号 _____	変更 事由	変更後	給水装置 設置場所 _____	所有者		※窓口にこられた方の会社名、氏名等を記入して下さい。 ※所有者ご本人様以外の方は、委任状が必要です。		
(あて名) 宗像地区事務組合長 本紙のとおり所有者を 変更したので届出します。	変更 事由	変更前																		
(届出者) フリガナ 氏名 _____	フリガナ 所有者 署名																			
住所 _____	所有者 住所																			
電話番号 _____	変更 事由	変更後																		
給水装置 設置場所 _____	所有者																			
※窓口にこられた方の会社名、氏名等を記入して下さい。 ※所有者ご本人様以外の方は、委任状が必要です。																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; padding: 5px;">所有者変更で、前所有者の署名(押印) が困難な場合は記入する。</td> <td style="width: 10%; text-align: center; padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">誓約書 (あて名) 宗像地区事務組合長 氏名 _____</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">上記の給水装置は、年 月 日 をもって私が取得をしましたが、 前所有者が _____ のため 署名(押印)できません。 この件に関し、前所有者などから異議申立てがあった場合は、私が責任を負って解消いたします。</td> </tr> </table>			所有者変更で、前所有者の署名(押印) が困難な場合は記入する。	年 月 日	誓約書 (あて名) 宗像地区事務組合長 氏名 _____		上記の給水装置は、年 月 日 をもって私が取得をしましたが、 前所有者が _____ のため 署名(押印)できません。 この件に関し、前所有者などから異議申立てがあった場合は、私が責任を負って解消いたします。													
所有者変更で、前所有者の署名(押印) が困難な場合は記入する。	年 月 日																			
誓約書 (あて名) 宗像地区事務組合長 氏名 _____																				
上記の給水装置は、年 月 日 をもって私が取得をしましたが、 前所有者が _____ のため 署名(押印)できません。 この件に関し、前所有者などから異議申立てがあった場合は、私が責任を負って解消いたします。																				
(委任状) 上記の届出者を代理人と定め、給水装置所有者等変更届を委任します。 年 月 日 委任者 _____ 住所 _____																				

様式第6号(第14条関係)

(令4公企規程4・全改)

様式第6号(第14条関係)

検査請求書

年 月 日

宗像地区事務組合長 宛

請求者 住所  
氏名  
電話番号

次のとおり、検査の請求をします。

給水装置所在地		
給水装置所有者	住所	
	氏名	
使用者	住所	
	氏名	
用途	一般用・臨時用・消火栓用・共用	
検査事項	1 給水装置( ) 2 水質	

様式第 7 号(第 21 条関係)

(令 4 公企規程 4・全改)

様式第7号(第21条関係)

料金等減免申請書

年 月 日

宗像地区事務組合長 宛

申請者 住所  
氏名  
電話番号

次の理由により、減免を申請します。

使用箇所	
フリガナ	
使用者氏名	
減免を希望する 使用料等	
減免を希望する 金額	円( 年 月から 年 月まで)
減免申請の理由	

## ○宗像地区事務組合指定給水装置工事事業者に関する規程

平成22年3月25日  
公営企業規程第11号

### (趣旨)

第1条 この規程は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)及び水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)に定めるもののほか、宗像地区事務組合指定給水装置工事事業者(以下「指定工事事業者」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

### (指定工事事業者証の交付等)

第2条 管理者の権限を行う組合長(以下「管理者」という。)は、法第16条の2第1項の指定をしたときは、速やかに当該指定工事事業者に宗像地区事務組合指定給水装置工事事業者証(以下「指定工事事業者証」という。)を交付する。

- 2 指定工事事業者は、給水装置工事の事業(以下「事業」という。)の廃止を届け出たとき、又は法第25条の11の規定により指定の取消しを受けたときは、指定工事事業者証を速やかに管理者に返納するものとする。
- 3 指定工事事業者は、事業の休止を届け出たとき、又は次条の指定の停止を受けたときは、指定工事事業者証を速やかに管理者に提出するものとする。
- 4 指定工事事業者は、指定工事事業者証を汚損し、又は紛失したときは、再交付の申請をすることができる。
- 5 指定工事事業者は、指定工事事業者証を紛失したときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

### (令4公企規程4・一部改正)

### (指定の停止)

第3条 指定工事事業者が法第25条の11第1項各号に該当する場合において、当該指定工事事業者にしん酌すべき特段の事情があるときは、管理者は、指定の取消しに替えて、12月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。

### (指定等の告示)

第4条 管理者は、次に掲げる事項に該当するときは、その旨を告示する。

- (1) 法第16条の2第1項の規定により指定工事事業者を指定したとき。
- (2) 法第25条の7の規定により、指定工事事業者から事業の廃止、休止又は再開の届出があったとき。
- (3) 法第25条の11第1項の規定により指定工事事業者の指定を取り消したとき。
- (4) 前条の規定により指定工事事業者の指定を停止したとき。

### (設計審査)

第5条 指定工事事業者は、宗像地区事務組合水道給水条例(平成21年宗像地区事務組合条例第6号。以下「水道条例」という。)第6条第2項又は宗像地区事務組合本木簡易水道給水条例(令和4年宗像地区事務組合条例第3号。以下「簡易水道条例」という。)第6条第2項に規定する設計審査を受けようとするときは、設計審査に係る申請書に設

計図を添えて、管理者に申請しなければならない。

(令 4 公企規程 4・一部改正)

(工事検査)

第 6 条 指定工事事業者は、水道条例第 6 条第 2 項又は簡易水道条例第 6 条第 2 項に規定する工事検査を受けようとするときは、工事完了後、速やかに当該工事検査に係る申請書により管理者に申請しなければならない。

2 指定工事事業者は、検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて管理者の検査を受けなければならない。

(令 4 公企規程 4・一部改正)

(講習会)

第 7 条 管理者は、給水装置の工事の施行に関する知識及び技術の向上を図るため、指定工事事業者、給水装置工事主任技術者その他の工事に従事する者を対象とする講習会を実施し、又は他団体の実施する講習会を推薦することができる。

(雑則)

第 8 条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前までに、宗像市指定給水装置工事事業者に関する規程(平成 15 年宗像市公営企業規程第 17 号)又は福津市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年福津市企業管理規程第 11 号)(以下これらを「旧規程」という。)の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この規程の施行前までに、旧規程の規定により交付された指定工事事業者証は、平成 22 年 6 月 30 日までは、第 2 条第 1 項の規定により交付された指定工事事業者証とみなす。

附 則(令和 4 年 4 月 1 日公企規程第 4 号)抄

(施行期日)

1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

## ○宗像地区事務組合水道事業給水装置の構造及び材質の基準 に関する規程

平成 22 年 3 月 25 日  
公営企業規程第 13 号

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、宗像地区事務組合水道給水条例(平成 21 年宗像地区事務組合条例第 6 号)第 38 条第 1 項及び宗像地区事務組合本木簡易水道給水条例(令和 4 年宗像地区事務組合条例第 3 号)第 38 条第 1 項の規定に基づき、給水装置の構造及び材質の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(令 4 公企規程 4・一部改正)

### (給水方式)

第 2 条 給水方式は、配水管内の水圧によって直接給水するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、水槽式給水によるものとする。

- (1) 配水管内の水圧が所要圧に比べて不足するとき。
- (2) 常時一定の水圧を必要とするとき。
- (3) 一時に多量の水を必要とするとき。
- (4) 3 階以上の高さの建物に給水するとき。ただし、管理者の権限を行う組合長(以下「管理者」という。)が認めたときは、この限りでない。
- (5) 断水時又は減水時においても一定量の保安用水又は業務用水を必要とするとき。
- (6) その他管理者が必要と認めたとき。

(令 4 公企規程 4・一部改正)

### (給水管の口径)

第 3 条 給水管の口径は、分岐しようとする配水管の口径以下とし、配水管内の水圧、水量等及び当該給水装置の所要水量を考慮して適正な大きさに決めなければならない。

### (給水管の種類)

第 4 条 給水管は、ダクタイル鉄管、ステンレス管類、銅管類、硬質塩化ビニルライニング鋼管、ポリエチレン粉体ライニング鋼管、耐衝撃性硬質塩化ビニル管、水道用ポリエチレン管(2 層管)又は架橋ポリエチレン管とする。

2 前項に定めるもののほか、管理者が特に必要があると認めたときは、給水管の種類を指定することができる。

### (給水管の取付口の位置)

第 5 条 給水管を配水管に取り付ける場合においては、他の給水管の取付口又は配水管の接合箇所から 30 センチメートル以上の間隔をおくものとし、同一給水管に使用する分水栓は 1 個とする。

### (給水管の布設)

第 6 条 給水管の布設に当たっては、水質が汚染されるおそれがなく、かつ、維持管理に支障のない位置を選定するものとし、直線配管としなければならない。

2 前項に定めるもののほか、給水管の布設に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(水道メータの設置)

第 7 条 水道メータは、次に定める要件に適合する箇所に設置しなければならない。

(1) 検針及び取替えが容易であること。

(2) 水道メータは地上式を原則とし、給水装置の所有者の敷地内で公有地と民有地の境界に近い所とすること。

(3) 外荷重による破損のおそれのないこと。

2 水道メータは、給水栓よりも低位に、かつ、水平に設置しなければならない。

(給水管の埋設の深さ)

第 8 条 給水管の埋設の深さは、次の表のとおりとする。

埋設場所＼給水管の口径	50 ミリメートル以上	50 ミリメートル未満
国県市道	当該道路管理者の指示する深さ	当該道路管理者の指示する深さ
私道	60 センチメートル以上	60 センチメートル以上
宅地内	60 センチメートル以上	30 センチメートル以上

(給水装置の保護)

第 9 条 開きよを横断して給水管を布設するときは、原則として開きよの下に布設する。

ただし、やむを得ず上越する場合は、開きよの高水位以上の高さに布設し、かつ、耐衝撃性硬質塩化ビニル管、水道用ポリエチレン管等については、強固なさや管を使用しなければならない。

2 電食又は凍結のおそれのある箇所は、適切な防止措置を行わなければならない。

3 酸、アルカリ等によって侵食されるおそれのある箇所は、防食材で被覆し、又は防食剤を塗布して管を防護しなければならない。

(他の管との接続禁止)

第 10 条 給水装置は、水道管以外の管と接続してはならない。

(危険防止の措置)

第 11 条 直接連結することによって水質汚染のおそれがあると認められる器具を、給水管に直結してはならない。

2 ポンプを給水管に直結してはならない。

3 冷凍器、ボイラー、湯わかし器、温水器その他落とし込みによらないで給水を必要とする機械器具類は、逆流を防止するために有効な装置が施されているものでなければ給水管に直結してはならない。

4 給水管の中に停滞空気の生じるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設ければならない。

## (水槽類への給水)

第 12 条 水槽、浴槽等の施設への給水は、落とし込みとし、落とし口と満水面との間隔(以下「吐水口空間」という。)は、管径以上(管径が 50 ミリメートル以下の場合は、50 ミリメートルとする。)でなければならない。ただし、洗剤又は薬品を使用する水槽、プール等で水面が特に波立ちやすいものに給水する場合における吐水口空間は、200 ミリメートル以上としなければならない。

2 受水槽への給水は、給水口を落とし込みとし、越流面等との位置関係は、管理者が別に定める。

## (雑則)

第 13 条 この規程に定めるものほか必要な事項は、管理者が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 4 月 1 日公企規程第 4 号)抄

## (施行期日)

1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

## ○宗像地区事務組合受水槽以下の装置を使用する共同住宅の 給水及び各戸検針・料金徴収に関する実施規程

平成22年3月25日

公営企業規程第15号

### (趣旨)

第1条 この規程は、宗像地区事務組合水道給水条例(平成21年宗像地区事務組合条例第6号。以下「水道条例」という。)第44条及び宗像地区事務組合本木簡易水道給水条例(令和4年宗像地区事務組合条例第3号。以下「簡易水道条例」という。)第44条の規定に基づき、受水槽以下の装置を使用する共同住宅(以下「共同住宅」という。)の給水及び各戸検針、料金徴収の取扱いについて定めるものとする。

(平31公企規程1・令4公企規程4・一部改正)

### (適用範囲)

第2条 前条の共同住宅は、次の各号に定める要件に適合していなければならない。

- (1) 共同住宅の全戸を対象とし、水道事業管理者の権限を行う組合長(以下「管理者」という。)が必要であると認めたものであること。
- (2) 各戸及び共用栓等に組合の量水器(以下「子メータ」という。)が設置されていること。
- (3) 受水槽以下の装置の構造が管理者の定める施設基準に適合していること。

(令4公企規程4・一部改正)

### (申請者)

第3条 共同住宅の設備所有者又は設備所有者の代表者(以下「設備所有者等」という。)は、管理者に対して、共同住宅の各戸検針、料金徴収の取扱いを申請しなければならない。

### (申請手続)

第4条 設備所有者等が前条の申請をするときは、共同住宅の各戸検針料金徴収取扱申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 管理責任者選定(変更)届(様式第2号)
- (2) 受水槽以下の装置図(全体の配管状況、受水タンク及び高架タンクの構造並びに材質、受水タンクの附属設備)縮尺500分の1以上
- (3) 各戸メータの装置図
- (4) 住宅の平面見取図
- (5) その他管理者が必要とする書類

(平31公企規程1・令4公企規程4・一部改正)

### (管理責任者の選定)

第5条 設備所有者等は、共同住宅の水道使用に関する事項を処理するため、管理責任者を選定して管理者に届け出なければならない。

2 設備所有者等と管理責任者は、この規程に定められた義務及び責務を連帶して負うものとする。

(調査及び承認)

第 6 条 管理者は、第 4 条の申請があつたときは、必要な事項の調査を行い、第 2 条の要件に適合すると認めたときは、当該申請を承認するものとする。

(契約)

第 7 条 管理者は、前条の承認をしたときは、設備所有者等と別に定める協定書を取り交わし、各戸検針、料金徴収の取扱いを開始するものとする。

(令 4 公企規程 4・一部改正)

(受水槽以下の管理責任)

第 8 条 受水槽以下の装置は、水道法(昭和 32 年法律第 177 号)でいう給水装置ではないので、受水槽以下の装置及びそれにより供給される水の水質等の管理は、設備所有者等及び管理責任者が責任をもつて行わなければならない。

(量水器の設置)

第 9 条 管理者は、受水槽以下の装置の流入口に組合の量水器(以下「親メータ」という。)を設置し、子メータ検針時に検針するものとする。

(子メータの設置及び維持管理)

第 10 条 設備所有者等及び各水道使用者は、子メータを常に清潔に管理し、その設置場所に検針に支障となるような物件を置き、又は工作物をもうけてはならない。

2 子メータは、組合が水道条例及び簡易水道条例の規定により貸与するものとする。ただし、工事費は、設備所有者等の負担とする。

3 子メータの管理については、水道条例及び簡易水道条例に定めるもののほか、この規程による。

(平 31 公企規程 1・令 4 公企規程 4・一部改正)

(水道利用加入金)

第 11 条 設備所有者等は、管理者に水道条例第 5 条及び簡易水道条例第 5 条の給水装置の新設等の工事申込申請をするに当たっては水道条例第 8 条及び簡易水道条例第 8 条に規定する水道利用加入金を納付しなければならない。

2 水道利用加入金は、親メータの設置にかかわらず、各戸及び共用栓等に設置される各子メータの口径別の総数に係る負担金加入金とする。

(平 31 公企規程 1・令 4 公企規程 4・一部改正)

(水道使用料等の徴収)

第 12 条 水道使用料及び下水道使用料(以下「水道使用料等」という。)は、水道使用者から徴収する。

2 水道使用料等の算定その他徴収方法については、水道条例、簡易水道条例、宗像市下水道条例(平成 15 年宗像市条例第 138 号)及び福津市下水道条例(平成 17 年福津市条例第 124 号)に定めるもののほか、この規程による。

(平 31 公企規程 1・令 4 公企規程 4・一部改正)

(親メータと子メータの使用水量に差が生じた場合の水道使用料等の算定)

第 13 条 管理者は、親メータの使用水量が、子メータの使用水量の総和より多い場合は、設備所有者等から、その水量差分に対する水道使用料等相当額を徴収するものとする。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定により、水道使用料等相当額を徴収する場合の徴収方法は、管理者が別に定める。

(特別な場合の水道使用料等の算定)

第14条 受水槽の清掃に水を使用する場合で、子メータにより検針できない水量については、その都度親メータを検針し、その水量分に対する水道使用料等相当額を設備所有者等から徴収するものとする。

2 前項の水道使用料等相当額を徴収する場合の方法は、管理者が別に定める。

(設備所有者等及び管理責任者の取扱事務等)

第15条 設備所有者等及び管理責任者は、次の各号に掲げる事務を取り扱い、義務を負うものとする。

(1) 第13条第1項及び前条第1項に定める水道使用料等相当額の支払に関すること。

(2) 共用栓等に係る水道使用料等の支払に関すること。

(令4公企規程4・旧第16条繰上・一部改正)

(厳守事項)

第16条 設備所有者等及び管理責任者は、受水槽以下の装置の給水設備の破損、その他による漏水については直ちに修理を行わなければならない。この場合において、損害が発生したときは、設備所有者等及び管理責任者がその責めを負うものとする。

(令4公企規程4・旧第17条繰上・一部改正)

(届出の義務)

第17条 設備所有者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1) 管理責任者を変更するとき。

(2) 設備所有者等に変更があるとき。

(3) 受水槽の清掃を行うとき。

(4) 受水槽以下の装置の増設、改造その他変更を行うとき。

(令4公企規程4・旧第18条繰上・一部改正)

(契約の解除)

第18条 管理者は、設備所有者等、管理責任者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の協定を解除することができる。

(1) この規程に違反したとき。

(2) 水道使用料等を納期内に納付しなかったとき。

(3) 前2号のほか、管理者が必要であると認めたとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、契約の相手方に損害が生ずることがあっても、管理者はその責めを負わない。

(平31公企規程1・一部改正、令4公企規程4・旧第19条繰上・一部改正)

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

(令4公企規程4・旧第20条繰上)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日までに福津市受水槽以下の装置を使用する共同住宅の給水及び各戸検針・料金徴収に関する実施規程(平成 17 年企業管理規程第 13 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 31 年 4 月 1 日公企規程第 1 号)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 4 月 1 日公企規程第 4 号)抄

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

## 様式第1号(第4条関係)

(令4公企規程4・全改)

## 様式第1号(第4条関係)

(受付番号 )

## 共同住宅の各戸検針料金徴収取扱申請書

宗像地区事務組合長 宛

年 月 日

(設備所有者等)

(申請者)住所

氏名

このたび共同住宅受水槽以下の装置の各戸メータによる検針及び料金徴収の業務をお願いしたいので申請します。

## 記

1 共同住宅所在地

2 共同住宅名

3 共同住宅戸数	住宅	戸	計	戸
	共用栓	戸		

4 建築構造概要	階建	造	棟
----------	----	---	---

5 給水設備の概要	(1) 受水槽容量	㎥	個
	(2) 高架水槽	㎥	個
	(3) 掃水ポンプ	HP	個

6 親メータ	口径	mm
--------	----	----

7 子メータ口径別内訳	13mm	個
	20mm	個
	25mm	個 合計 個

8 添付書類	(1) 管理責任者選定届(別紙)
	(2) 受水槽以下の装置図(全体の配管状況、受水タンク及び高架タンクの構造並びに材質、受水タンクの附属設備) 縮尺500分の1以上
	(3) 各戸メータ装置図
	(4) 住宅の平面見取図

上記受水槽以下の装置を使用する共同住宅の各戸検針、料金徴収業務の申請に当たっては宗像地区事務組合水道給水条例、宗像地区事務組合本木簡易水道給水条例及び宗像地区事務組合受水槽以下の装置を使用する共同住宅の給水及び各戸検針・料金徴収に関する実施規程並びに協定書を遵守します。

なお、違反したときは各戸検針、料金徴収業務を取り消されても異議ありません。

様式第 2 号(第 4 条関係)

(令 4 公企規程 4・全改)

様式第2号(第4条関係)

管理責任者選定(変更)届

宗像地区事務組合長 簿

年 月 日

(設備所有者等) 住所  
氏名

次のとおり管理責任者を選定(変更)したので届けます。

共同住宅所在地			
共同住宅名			
管理責任者の住所			
管理責任者の氏名		電話( )	

## ○宗像地区事務組合簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理基準に関する規程

平成 22 年 3 月 25 日  
公営企業規程第 16 号

### (目的)

第 1 条 この規程は宗像地区事務組合水道給水条例(平成 21 年宗像地区事務組合条例第 6 号)第 43 条第 2 項及び宗像地区事務組合本木簡易水道給水条例(令和 4 年宗像地区事務組合条例第 3 号)第 43 条第 2 項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道(以下「小規模貯水槽水道」という。)の管理及び検査に関し必要な事項を定め、もって小規模貯水槽の衛生の確保を図ることを目的とする。

(令 4 公企規程 4・一部改正)

### (管理基準)

第 2 条 小規模貯水槽水道の設置者(以下「設置者」という。)は、次に定める管理基準により小規模貯水槽水道の管理に努めなければならない。

- (1) 水槽の掃除を年 1 回、定期に行うこと。
- (2) 水槽の水が、有害物質及び汚水等によって汚染されるのを防止するため、水槽の点検等必要な措置を講ずること。
- (3) 水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 34 条の 2 第 2 項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者による、給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を年 1 回、定期に行うこと。
- (4) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により、供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令(平成 15 年厚生労働省令第 101 号)の表の上欄に掲げる事項のうち、必要なものについて検査を行うこと。
- (5) 供給する水が、人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

### (指導及び助言等)

第 3 条 管理者の権限を行う組合長は、小規模貯水槽水道の水が人の健康を害するおそれがあると知ったときは、直ちに宗像・遠賀保健福祉環境事務所と協議し、設置者に対する指導及び助言等、適切な措置を講ずるものとする。

(令 4 公企規程 4・一部改正)

### 附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 4 月 1 日公企規程第 4 号)抄

### (施行期日)

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

## ○宗像地区事務組合水道利用加入金の徴収に関する規程

平成 22 年 3 月 25 日  
公営企業規程第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宗像地区事務組合水道給水条例(平成 21 年宗像地区事務組合条例第 6 号。以下「水道条例」という。)第 8 条及び宗像地区事務組合本木簡易水道給水条例(令和 4 年宗像地区事務組合条例第 3 号。以下「簡易水道条例」という。)第 8 条に基づき、水道利用加入金(以下「加入金」という。)の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(令 4 公企規程 4・一部改正)

(加入金の対象)

第 2 条 水道条例第 5 条の規定により承認された給水装置工事の申込者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、加入金の対象となる。

- (1) 給水装置の新設工事をするとき。
- (2) 既設給水装置に設置したメータ口径を増径するとき。
- (3) 既設給水装置を分割するとき。

2 簡易水道条例第 5 条の規定により承認された給水装置工事の申込者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、加入金の対象となる。

- (1) 給水装置の新設工事をするとき。
- (2) 既設給水装置を分割するとき。

(令 4 公企規程 4・一部改正)

(加入金の算定)

第 3 条 加入金の算定は、次のとおりとし、工事申込者から徴収する。

- (1) 給水装置を新設する場合は、メータ口径に応じて加入金を徴収する。
- (2) メータ口径及び給水装置数を変更する場合、変更後の口径及び給水装置数により算定した加入金が既納の加入金の額より大きいときはその差額を徴収し、小さいときは加入金を徴収せずその差額は還付しない。
- (3) 1 個のメータで複数戸に給水しているものがこのメータを廃止し、各戸にメータを設置する場合又は建て替える場合において、変更後の口径及び給水装置数により算定した加入金が既納の加入金の額より大きいときはその差額を徴収し、小さいときは加入金を徴収せずその差額は還付しない。
- (4) 受水槽式で親メータを廃止し、各戸メータを設置する場合又は建て替える場合において、変更後の口径及び給水戸数(水道条例第 8 条第 3 項及び簡易水道条例第 8 条第 3 項に規定する共用給水装置及び私設消火栓を含む。)により算定した加入金が既納の加入金の額より大きいときはその差額を徴収し、小さいときは加入金を徴収せずその差額は還付しない。
- (5) 受水槽式の集合住宅で一部を直結する場合は、直結式にする部分のメータごとに加入金を徴収する。

(6) 受水槽式の集合住宅団地の既設受水槽の他に新しく受水槽を設置し、既設受水槽の他から給水する場合は、加入金を徴収する。

(令 4 公企規程 4・一部改正)

(加入金の免除)

第 4 条 給水装置の新設及び増設工事の場合、次の各号のいずれかに該当するときは、加入金を免除する。

(1) 給水装置の所有者が同じ敷地内に同口径で給水装置を改造するとき。

(2) 水道条例第 8 条第 4 項及び簡易水道条例第 8 条第 4 項の規定に基づき管理者の権限を行う組合長(以下「管理者」という。)が認めた場合

(令 4 公企規程 4・一部改正)

(加入金の納付)

第 5 条 第 3 条の規定により徴収する加入金は、給水装置の新設工事又は増径、増設工事の申請時に納付書を交付し、入金確認後に施工指令を行い、量水器を貸与する。

(令 4 公企規程 4・一部改正)

(臨時用の取扱い)

第 6 条 臨時用については、加入金を徴収しない。ただし、臨時用を切り替え、引き続き専用給水装置として使用する場合は、新設とみなし加入金を徴収する。

(令 4 公企規程 4・一部改正)

(加入金の還付)

第 7 条 納入後の加入金は、次に掲げる場合は還付する。

(1) 給水装置工事の完了前に工事申込みの取消しをしたとき。

(2) 給水装置工事の設計変更により減径となり、加入金の額に変更を生じたとき。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに福津市水道施設負担金の徴収に関する規程(平成 17 年福津市企業管理規程第 9 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定に基づきなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(令和 4 年 4 月 1 日公企規程第 4 号)抄

(施行期日)

1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

## ○宗像地区事務組合本木簡易水道給水条例

令和 4 年 4 月 1 日  
条例第 3 号

## 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)
- 第 2 章 給水装置の工事及び費用(第 5 条—第 14 条)
- 第 3 章 給水(第 15 条—第 26 条)
- 第 4 章 料金及び手数料(第 27 条—第 35 条)
- 第 5 章 管理及び取締り(第 36 条—第 41 条)
- 第 6 章 貯水槽水道(第 42 条・第 43 条)
- 第 7 章 雜則(第 44 条)
- 第 8 章 罰則(第 45 条・第 46 条)

## 附則

## 第 1 章 総則

## (趣旨)

第 1 条 この条例は、宗像地区事務組合(以下「組合」という。)が経営する本木簡易水道事業の給水についての料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

## (給水区域)

第 2 条 給水区域は、[宗像地区事務組合水道事業の設置等に関する条例\(平成 21 年宗像地区事務組合条例第 5 号\)第 4 条第 4 項](#)に定める区域とする。

## (定義)

第 3 条 この条例において、[次の各号](#)に掲げる用語の意義は、それぞれ[当該各号](#)に定めるところによる。

- (1) 給水装置 需要者に水を供給するため組合が設置した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (2) 貯水槽以下装置 給水装置に接続して設けられた貯水槽、貯水槽から分岐して設けられた給水管及びこれに接続する給水用具等をいう。

## (給水装置の種類)

第 4 条 給水装置は、次のとおりとする。

- (1) 専用給水装置 [第 2 号](#)及び[第 3 号](#)以外のもの
- (2) 共用給水装置 1 個の水栓を 2 戸以上で共用するもの又は公衆の用に供するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

## 第 2 章 給水装置の工事及び費用

## (工事の申込み)

第 5 条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法施行規則(昭和 32 年厚生省令第 45 号)第 13 条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去する工事(以下「給水装置工事」)

という。)をしようとする者は、管理者の権限を行う組合長(以下「管理者」という。)の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、承認を受けなければならない。

2 前項の申込みに当たり、管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。

(工事の施行)

第 6 条 給水装置工事の設計及び施行は、前条第 1 項の申込みによって管理者又は宗像地区事務組合水道給水条例(平成 21 年宗像地区事務組合条例第 6 号)第 6 条第 1 項に規定する者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査及び使用材料の確認を受け、かつ、工事竣工後直ちに管理者の工事検査を受けなければならない。

3 第 1 項の規定により管理者が給水装置工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(工事の費用負担)

第 7 条 給水装置工事に要する費用(以下「工事費」という。)は、給水装置工事の申込者の負担とする。

2 配水管が布設されていない公道に配水管及び給水管(以下「配水管等」という。)の布設工事を行う場合、工事の費用負担について必要な事項は、管理者が別に定める。

3 公道内の配水管等は、組合の責任において維持管理をするため、無償譲渡を受けるものとする。

(水道利用加入金)

第 8 条 給水装置の新設の工事をしようとする者は、別表第 1に定める簡易水道利用加入金(以下「加入金」という。)に消費税及び地方消費税を加えた金額を管理者に納付しなければならない。

2 前項に規定する給水装置の新設の工事のうち、第 18 条第 2 項に規定する管理者が特に認めた共同住宅(以下「新設等共同住宅」という。)に係る加入金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 給水装置の新設の工事 当該共同住宅の戸数(水道メータが設置されたものに限る。以下、この次号において同じ。)に別表第 1に定める加入金を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税を加えた金額

(2) 当該共同住宅の戸数の増加を伴う工事 当該工事に伴い増加した戸数に別表第 1に定める加入金を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税を加えた金額

3 新設等共同住宅に係る共用給水装置又は私設消火栓の新設の工事をする場合においては、前項の規定の例により、当該共用給水装置又は私設消火栓に係る加入金を徴収する。

4 管理者は、特に必要があると認めるときは、加入金を免除することができる。

5 既納の加入金は還付しない。ただし、管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

## (工事費の算出方法)

第 9 条 工事費は、次に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 設計費
- (2) 材料費
- (3) 運搬費
- (4) 道路復旧費
- (5) 労力費
- (6) 諸経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

## (工事費の予納等)

第 10 条 管理者に給水装置工事を申し込む者は、設計により算出した工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事竣工後これを精算し、過不足があるときは、これを還付し、又は追徴する。

## (所有権の留保等)

第 11 条 管理者が施行した給水装置工事の工事費が完納になるまでの間は、その給水装置の所有権は組合に留保し、その管理は、工事の申込者の責任とする。

## (工事費の未納についての処理)

第 12 条 管理者が施行した給水装置工事の工事費を、申込者が指定期限内に納付しないときは、管理者は、その給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により管理者が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、給水装置工事の申込者は、組合にその損害を賠償しなければならない。

## (第三者の異議についての責任)

第 13 条 管理者が行う給水装置工事について利害関係人その他の者から異議があるときは、給水装置工事の申込者の責任とする。

## (給水装置の変更)

第 14 条 管理者は、配水管の移転その他の理由によって給水装置に変更を加える必要があるときは、給水装置の所有者(以下「所有者」という。)の申込みがなくても行うことができる。

## 第 3 章 給水

## (給水の原則)

第 15 条 給水は、非常災害、水道施設の損傷その他やむを得ない事情又は法令若しくはこの条例の規定による場合のほか、これを制限し、又は停止することはできない。

2 給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

3 給水の制限、停止、断水又は漏水のため損害があつても、組合に故意又は過失があつた場合を除き、組合はその責めを負わない。

(給水の申込み)

第 16 条 宗像地区事務組合本木簡易水道(以下「簡易水道」という。)を使用しようとす  
る者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を得なければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第 17 条 所有者が宗像市及び福津市内に居住しないとき、又は管理者において必要があ  
ると認めたときは、所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため宗像市又  
は福津市内に居住する代理人を選任しなければならない。

(水道メータの設置)

第 18 条 管理者は、使用水量を計量するため、給水装置に水道メータを設置する。ただし、管理者が水道メータの必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合のほか、管理者は、管理者が特に認めた共同住宅において貯水槽  
以下装置により給水を受ける者の使用水量を計量するため、貯水槽前に親メータを設置  
したうえ、貯水槽以下装置にメータを設置することができる。

3 水道メータの位置は、管理者が指定する。

(管理人の選定)

第 19 条 次の各号のいずれかに該当する者は、簡易水道の使用に関する事項を処理させ  
るため、簡易水道の使用者又は所有者の中から管理人を選定し、管理者に届け出なけれ  
ばならない。

- (1) 給水管を共有する者
- (2) 給水管を共同で使用する者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、管理人を変更させることができる。

(同居人等の行為に対する責任)

第 20 条 簡易水道の使用者は、その家族、同居人、被用者等の行為についてもこの条例  
に定める責任を負わなければならない。

(給水装置の管理)

第 21 条 簡易水道の使用者又は所有者は、水が汚染されることのないよう給水装置を管  
理し、供給を受ける水又は給水装置に異状があると認めたときは、直ちに管理者に届け  
出なければならない。

- 2 前項において修繕その他の処置を必要とするときは、管理者が行うものとする。
- 3 第 1 項の規定による届出がなくても管理者が必要と認めたときは、修繕その他必要な  
処置をすることができる。
- 4 管理者は、前 2 項の規定による修繕その他必要な処置を指定給水装置工事事業者又は  
管理者が認めた者に行わせることができる。

5 前 3 項の規定による修繕その他必要な処置に要する費用の負担は、公道内における配水管等に係る費用は管理者、民有地内における給水装置に係る費用は所有者の負担とする。ただし、公道と民有地の境界からメータまでの費用負担は、管理者が別に定めるものとする。

(水道メータの貸与)

第 22 条 簡易水道の使用者、所有者若しくは代理人又は管理人(以下「使用者等」という。)は、給水装置に水道メータが設置されたときは、善良な管理をしなければならない。

2 前項の管理義務を怠ったため生じた損害は、使用者等の責任とする。

(届出)

第 23 条 使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 簡易水道の使用を開始し、又は中止するとき。
- (2) 消防演習に簡易水道を使用するとき。
- (3) 用途を変更するとき。

(権利義務に関する異動届出等)

第 24 条 使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 前使用者等の簡易水道の使用に関する権利義務を承継し、引き続いて使用するとき。
- (2) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。
- (3) 所有者に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。
- (4) 簡易水道の使用戸数に異動があったとき。
- (5) 消防用に簡易水道を使用したとき。

(私設消火栓の使用)

第 25 条 私設消火栓は、消防又は消防演習のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を演習用に使用する者は、管理者の指定する組合の職員の立会いを受けなければならない。

(給水装置及び水質の検査)

第 26 条 管理者は、給水装置又は供給する水の質について、使用者等から請求があったときは、これらの検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査について特別の費用を要したときは、管理者は請求者からその実費額を徴収する。

第 4 章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第 27 条 簡易水道料金(以下「料金」という。)は、簡易水道の使用者から徴収する。

2 給水装置を共同で使用するときの料金は、簡易水道の各使用者が連帯してその納付義務を負担するものとし、管理人から徴収する。

(料金)

第 28 条 料金は、別表第 2に定める簡易水道使用料の額に消費税及び地方消費税を加えた金額とする。ただし、その額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(料金の算定)

第 29 条 管理者は、毎月 1 回定例日に水道メータにより使用水量を計量し、その使用水量をもって毎月分の料金を算定する。

2 管理者は、必要があると認めたときは、前項の定例日によらないことができる。

(使用水量の認定)

第 30 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

(1) 水道メータに異常があったとき。

(2) 使用水量が不明なとき。

2 前項の使用水量の認定は、前 3 月間及び前年同月の使用水量その他の事情を考慮して行う。

(特別な場合における料金の算定)

第 31 条 月の中途において簡易水道の使用を開始し、又は中止した場合の料金は、1 月として算定する。ただし、給水装置を使用しなかったと認められる日数に応じて管理者が別に定める方法により算出した額を差し引いて算定することができる。

(臨時用料金の前納及び精算)

第 32 条 工事その他の理由により臨時に簡易水道を使用しようとする者又は管理者が特に必要があると認める者は、簡易水道の使用の申込みの際、臨時用料金の基本水量分を前納しなければならない。

2 前項の臨時用料金は、簡易水道の使用をやめたときに精算し、不足があるときは、これを追徴する。

(用途その他の認定)

第 33 条 用途その他の届出が事実と相違するときは、管理者が認定する。

(手数料)

第 34 条 手数料は、別表第 3のとおりとし、申込者が納付する。

2 前項の手数料は、特別の理由がない限り還付しない。

(料金等の減免)

第 35 条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を減額し、又は免除することができる。

## 第 5 章 管理及び取締り

(転売等の禁止)

第 36 条 簡易水道の使用者は、管理者が必要と認めたものほかは、浄水を他に転売し、又は理由なく分与してはならない。

(給水装置等の検査及び指示)

第37条 管理者は、簡易水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置又は受水槽以下の装置について検査し、使用者等に対し必要な処置を指示することができる。  
(給水装置の構造及び材質の指定)

第38条 管理者は、必要があると認めるときは、配水管の取付口から水道メータまでの給水装置に関してその構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メータまでの工事に関する工法、工期その他工事に係る条件を指示することができる。

3 前2項に規定する指定及び指示については、管理者が別に定める。

4 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第39条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「令」という。)第6条に規定する基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、管理者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が令第6条に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第40条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者等に対して給水を停止することができる。

(1) 給水装置の構造及び材質が管理者の定める基準に適合しなくなったとき。

(2) 簡易水道の使用者が、料金その他この条例により負担すべき費用を滞納したとき。

(3) 簡易水道の使用者が、簡易水道の使用をやめたと認められるとき。

(4) 第21条第1項の規定による給水装置の管理義務を著しく怠ったとき。

(5) 第16条の規定による承認を得ないで給水装置工事を行い、又は簡易水道を使用したとき。

2 前項の規定による停水処分について、簡易水道の使用者の敷地内に止水栓等がある場合、簡易水道の使用者は、執行職員の立入りを拒むことができない。

(給水装置の取外し)

第41条 管理者は、簡易水道の使用者が簡易水道の使用をやめたと認められ、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合で簡易水道の管理上必要と認めたときは、給水装置を分岐点から取り外すことができる。

(1) 所有者が60日以上所在不明のとき。

(2) 前条第 1 項第 3 号及び第 5 号の規定により給水を停止したとき。

## 第 6 章 貯水槽水道

### (管理者の責務)

第 42 条 管理者は、貯水槽水道(法第 14 条第 2 項第 5 号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うことができるものとする。

### (設置者等の責務)

第 43 条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第 3 条第 7 項に定める簡易専用水道をいう。

次項において同じ。)の設置者は、法第 34 条の 2 に定めるところにより、その簡易専用水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者等は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

## 第 7 章 雜則

### (委任)

第 44 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

## 第 8 章 罰則

### (過料)

第 45 条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、5 万円以下の過料を科する。

- (1) 料金又は手数料の徴収を免れようとして詐欺その他の不正の行為をしたとき。
- (2) 職員の職務の執行を拒み、又はこれを妨害したとき。
- (3) 正規の手続を経ないで給水装置工事を行い、又は簡易水道を使用したとき。
- (4) 給水栓を汚染するおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合等において、警告を発してもなおこれを改めないとき。
- (5) 給水装置の管理義務を著しく怠ったとき。

### (料金を免れた者に対する過料)

第 46 条 詐欺その他不正の行為によって料金又は手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料を科する。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに宗像地区事務組合簡易水道給水条例(平成 21 年宗像地区事務組合条例第 8 号)の規定の基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日前に申込まれた給水装置の新設及び改造に係る加入金並びに各種手数料については、なお従前の例による。

4 第 28 条及び第 29 条の規定は、施行日以後の使用に係る料金から適用し、施行日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。

5 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(宗像地区事務組合簡易水道給水条例の廃止)

6 宗像地区事務組合簡易水道給水条例は、廃止する。

別表第 1(第 8 条関係)

## 簡易水道利用加入金

区分	水道利用加入金
新設の場合(建築 1 戸(区画)当たり)	300,000 円

別表第 2(第 28 条関係)

## 簡易水道使用料

用途別	基本料金(1 月につき)		超過料金(1m <sup>3</sup> あたり)	
	水量	料金	水量	料金
一般用及び 臨時用	8m <sup>3</sup> まで	480 円	8m <sup>3</sup> を超え 20m <sup>3</sup> までの部分	15 円
			20m <sup>3</sup> を超え 40m <sup>3</sup> までの部分	20 円
			40m <sup>3</sup> を超え 70m <sup>3</sup> までの部分	25 円
			70m <sup>3</sup> を超える部分	100 円

備考 「臨時用」とは、建設工事その他で臨時の用に使用するものをいい、使用料は 1 件あたりで算定する。それ以外は「一般用」とする。

別表第 3(第 34 条関係)

## 手数料

種類	単位	手数料
設計審査に係る手数料 (竣工検査、材料確認及び用紙代を含む。)	1 件につき	2,100 円
各種証明手数料	1 件につき	300 円

備考 この表に掲げるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その実費を徴収する。

## ○宗像地区事務組合本木簡易水道給水条例施行規程

令和4年4月1日  
公営企業規程第2号

### (趣旨)

第1条 この規程は、宗像地区事務組合本木簡易水道給水条例([令和4年宗像地区事務組合条例第3号](#)。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (工事の申込み)

第2条 条例第5条第1項の規定による給水装置の新設、改造、修繕又は撤去の工事(以下「給水装置工事」という。)の申込みは、給水装置工事申込書([様式第1号](#))により行うものとする。

### (加入金の免除及び納付)

第3条 条例第8条第4項の規定により水道利用加入金(以下「加入金」という。)を免除する場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特別用(私設消火栓を除く消火栓及び防火水槽並びに建設工事等で臨時の用に使用するものをいう。)の給水装置の新設及び既設給水装置の口径を増す改造の工事をしようとするとき。
- (2) 管理者の権限を行う組合長(以下「管理者」という。)の費用で、給水装置の新設又は口径を増す改造の工事をしようとするとき。
- (3) 開発地のうち、既に加入金に代わるものとして水道施設負担金等を納付した開発地において、1戸当たりの水道メータの口径が20ミリメートル以下の給水装置の新設をしようとするとき。

2 加入金は、給水装置工事の申込み又は開発地の給水申請の際に納付しなければならない。

### (給水装置工事の変更及び取消し)

第4条 給水装置工事の申込みをした後、その設計を変更し、又は工事の申込みを取り消そうとするときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 管理者が行う給水装置工事について、工事費の概算額を通知した日から60日を経過しても申込者がなお工事費の概算額を納付しないときは、その工事の申込みを取り消したものとみなす。ただし、特別な理由があると管理者が認めたときは、この限りでない。

### (給水装置工事施行上の責任)

第5条 管理者が行った給水装置工事によって家屋、庭園その他工作物に加工したときににおいても管理者が必要と認める補修を行うほかは、管理者に故意又は過失があった場合を除き、管理者は、原状に復する責任を負わない。

### (給水等の申込み)

第6条 条例第16条の規定による申込みは、水道使用申込書([様式第2号](#))により行うものとする。

### (管理人の選定等)

第7条 条例第19条の規定による管理人の選定又は条例第24条第2号の規定による届出は、管理人届([様式第3号](#))により行うものとする。

(貯水槽以下装置に設置するメータ)

第 8 条 条例第 18 条第 2 項の管理者が特に認めた共同住宅は、貯水槽以下装置を使用する住宅(一部が店舗等の用に供されているものを含む。)の所有者から申請があり、かつ、管理者が別に定める施設基準に適合する共同住宅とする。

(水道メータの管理責任)

第 9 条 水道メータ設置の場所には、検針、水道メータの取替等に支障となる物件を置き、又は工作物を設けてはならない。

2 前項の規定に違反した場合、管理者は、その位置を変更し、その工事に必要な費用を使用者又は所有者から徴収する。

(水道メータ盗難の場合の届出)

第 10 条 水道の使用者は、水道メータが盗難にあったときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

(用途変更)

第 11 条 条例第 23 条第 3 号の規定による届出は、用途変更届([様式第 4 号](#))により行うものとする。

(所有者の変更)

第 12 条 条例第 24 条第 1 号及び第 3 号の規定による届出は、所有者等変更届([様式第 5 号](#))により行うものとする。

(私設消火栓)

第 13 条 私設消火栓を消防用に使用したときは、鎮火後直ちに届け出なければならない。

2 私設消火栓を演習のため使用するときは、使用する日の前日までに管理者に届け出て承認を得なければならない。

(給水装置及び水質の検査)

第 14 条 条例第 26 条第 1 項の規定により給水装置又は供給を受ける水の質の検査を請求しようとする者は、検査請求書([様式第 6 号](#))により請求しなければならない。

(検査の実費額)

第 15 条 条例第 26 条第 2 項の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、検査の実費額を徴収する。

(1) 給水装置の機能について、通常の検査以外の検査を行うとき。

(2) 水の質の検査について、飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

(戸数の認定)

第 16 条 水道料金(以下「料金」という。)の算定の基礎となる戸数の認定は、管理者が行う。

(未納料金の完納)

第 17 条 水道の使用者又は給水装置の所有者が、水道の使用を中止しようとする場合又は給水装置の撤去をしようとする場合で、料金、手数料、工事費等に未納があるときは、直ちに完納しなければならない。

(料金の算定及び徴収の基準)

第18条 共用給水装置及び一般用の給水装置を連合して使用したときは、各戸均等に使用したものとみなす。

(異動に係る料金)

第19条 料金を調定したのち、その算定基準に異動があったときは、翌月分以降の料金において精算することができる。

(徴収方法及び納期限)

第20条 料金は、上水道料金通知書による払込み、口座振替、自動払込、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付又は集金の方法により毎月徴収する。ただし、管理者が必要であると認めたときは、この限りでない。

2 料金の納期限は、次に定めるところによる。

(1) 払込みの場合は、納入通知書を発送した日から10日

(2) 口座振替の場合は、毎月25日(その日が、金融機関の休業日のときは、翌営業日)  
(料金の減免)

第21条 条例第35条の規定により料金等の減額又は免除を申請しようとする者は、料金等減免申請書([様式第7号](#))を管理者に提出しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(給水装置等の検査等)

第22条 管理者は、条例第37条の規定による検査のため必要があるときは、工事施工者又は給水装置若しくは受水槽以下の装置の所有者(以下「工事施工者等」という。)に対し、設計書、図面等の提出を求めることができる。

2 工事施工者等は、受水槽以下の装置の維持管理等について、管理者が別に定める協定を締結しなければならない。

(標識の掲示)

第23条 水道の使用者は、給水装置の種類により管理者の交付した標識を見やすい場所に掲げなければならない。ただし、建物の構造その他の理由により掲示ができない場合で管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(雑則)

第24条 この規程に定めるものほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに宗像地区事務組合簡易水道給水条例施行規則(平成22年宗像地区事務組合規則第4号)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(宗像地区事務組合簡易水道給水条例施行規則の廃止)

3 宗像地区事務組合簡易水道給水条例施行規則は、廃止する。

附 則(令和4年5月11日公企規程第5号)

この規程は、公布の日から施行する。

## 様式第 1 号(第 2 条関係)

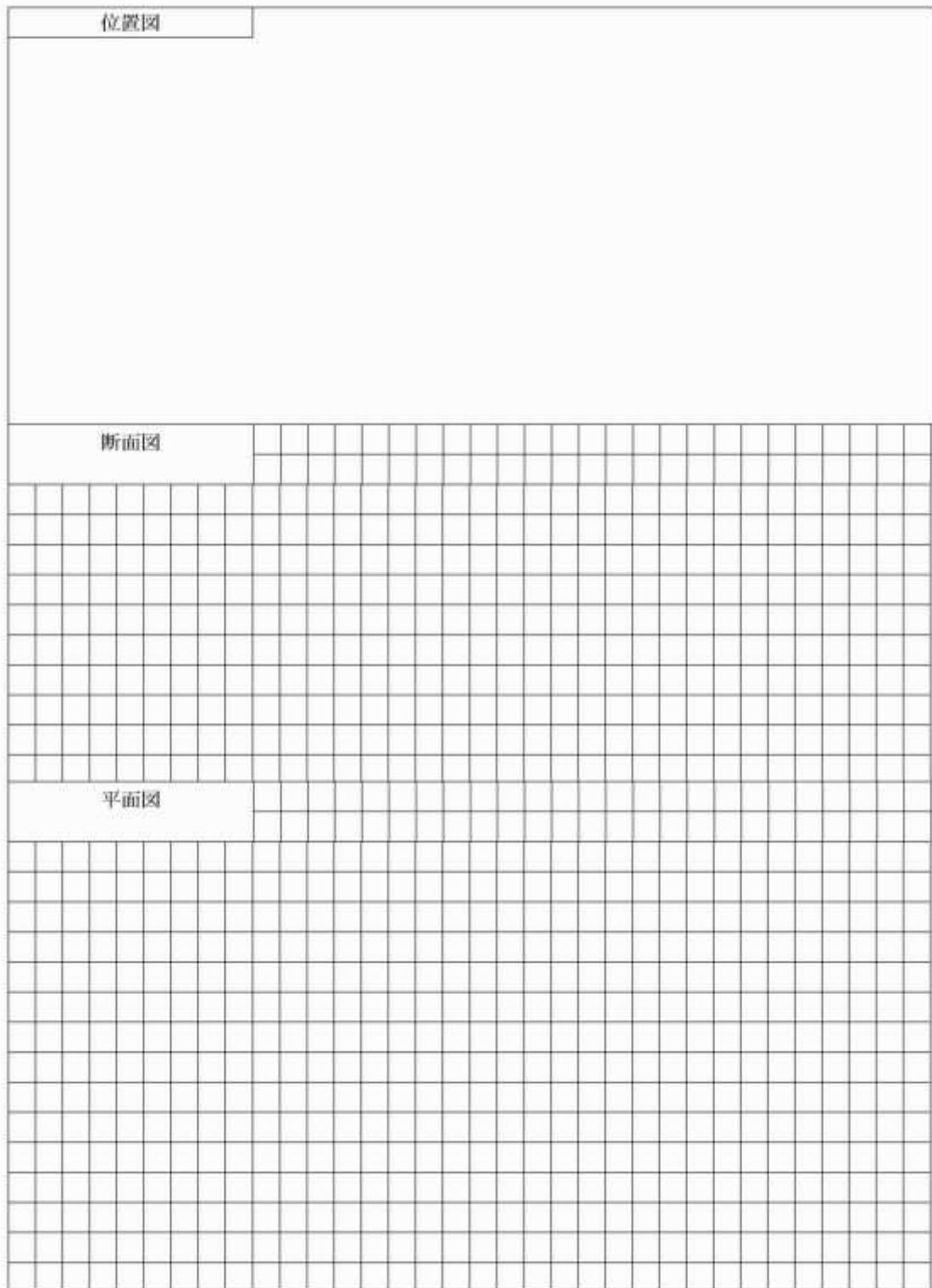
(令 4 公企規程 5・一部改正)

様式第1号 (第2条関係)				施工	年 月 日	課長	係長	係 員	
給水装置工事申込書 宗像地区事務組合長 宛				指令番号	第				
新 設	改 造	修 繕	臨 時						
<p>以下の内容を遵守し、下記工事場所に給水装置工事を申し込みます。</p> <p>1 宗像地区事務組合水道給水条例、宗像地区事務組合本木筋易水道給水条例等を遵守します。</p> <p>2 公道内に布設された給水装置（分水栓から官民境界まで）は宗像地区事務組合に無償譲渡します。</p> <p>ただし、分水栓の変更及び撤去は、私（申込者）が責任をもって行います。また、宅内に布設された給水装置の維持管理は、私が責任をもって行います。</p> <p>3 本給水装置工事に關しては土地の所有者など利害關係人の同意を得ております。異議の申し出があったときは、私が責任をもつて解決します。</p> <p>4 下記指定給水装置工事事業者を私の代理人と定め、給水装置工事の申込及び完了に伴う関係書類の提出に關すること、宗像地区事務組合に前納する水道利用加入金、諸検査手数料、臨時水料金等の納入及び精算等本給水装置工事の申込に關する権限を委任します。</p> <p>なお、本申込書の内容に疑義が生じた場合は、私が責任をもって解決します。</p> <p>5 下記申込内容を宗像地区事務組合が調査、確認することに同意します。</p>									
申込年月日		年 月 日		指定給水装置工事事業者		給水装置工事主任技術者			
工事場所	地番 住所表示			許可番号No.		登録番号No.			
				(TEL)					
給 水 装 置 工 事 設 計 書									
申込者 氏 名		名 称	形 状	数 量	単 位				
		分 水 取出手	県道・市道 横断・非横断			箇所			
申込者 住 所		止水栓設置工				箇所			
		(地上・地下式) 量水器 BOX 設置工				箇所			
管布設工 ( )					m				
発行年月日		年 月 日							
水道利用加入金									
メータ口径	mm	工事用						箇所	
		一般用	水栓設置工						
No.									
金 額		円		水栓柱設置工					箇所
納入年月日		年 月 日							箇所
諸検査手数料				給湯用バルブ設置工					箇所
No.									箇所
(納入月日) 金額 ( / ) 円				工事用水栓柱設置工					箇所
臨時水料金									箇所
No.				そ の 他					箇所
(納入月日) 金額 ( / ) 円									箇所
井戸水(使用箇所)		有・無							
下 水		有・無							
誓約書・承諾書( )		有・無							
建築確認番号	年 月 日								
	第 号								
水圧検査	M p a	(担当者名)							
月 日									
メータ	(工事用・一般用)		払出日	検満年月 /	備 考	受水槽有効容量			
					m <sup>3</sup> ~	m <sup>3</sup>			

○既設メータ：施工指令発行日

○払出メータ：受渡日

以降、臨時水料金の還付はいたしません。



## 様式第 2 号(第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

# 水道使用申込書

## ( 新開始・建壳閉栓・中止・再開始 )

宗像地区事務組合長 宛

提出日： 年 月 日

指定事業者				水栓所在地				
施工指令年月日		年 月 日		施設名称				
施工指令番号		第 号						
フリガナ				使用者 氏名	(電話番号 - - - )			
建壳購入者								
用 途		工 事 用	一 般 用	所有者 (家主) 住所氏名				
水道 メータ	種 別 (メーカー)							
	口 径	mm			上記場所の水栓を 月 日から使用 開始 したいので届けます。			
	番 号				なお、料金の納付その他給水に関しての義務及び本水栓取付の水道メータの保管、返還は責任をもって履行します。			
	指 針	m³			水道メータ	地上式・地下式・P.S.・遠隔		
	耐用年数	年 月			下 水	有・無		
	竣工 時 指 針	口 径	mm			井戸水	有・無	井 戸 メータ
※ 新(再)開始、建壳閉栓、中止の何れかを○で囲んで下さい。						備 考		
※ 水道料金の納入は、便利な預金口座振替があります。 ご利用下さい。 詳細は料金センター (Tel 0940-62-0026)						※ 井戸水(有)の場合は、使用箇所を記入下さい。		
						井 戸 水	散水のみ、その他( )	
						木道水	散水以外全て、その他( )	
						お客様番号		配水区
メ 一 タ	台 帳	検 針 表	受 付					

様式第 3 号(第 7 条関係)

様式第3号(第7条関係)

管理人届

年 月 日

宗像地区事務組合長 宛

次のとおり、管理人を選定(変更)したので届けます。

申込内容	選定・変更		
使用場所			
	アパート名・棟数・部屋番号		
管理人	前管理人氏名		
	新管理人	フリガナ	
		氏名	
		住所	
電話番号			
納付書送付先			

様式第 4 号(第 11 条関係)

様式第4号(第11条関係)

用途変更届

年 月 日

宗像地区事務組合長 宛

次のとおり、用途を変更したいので届けます。

使用場所		
アパート名・棟数・部屋番号		
フリガナ		
使用者氏名		
用途	現在	一般用・臨時用・消火栓用・共用
	変更後	一般用・臨時用・消火栓用・共用

## 様式第 5 号(第 12 条関係)

様式第 5 号(第 12 条関係)

受付年月日		水栓番号
年 月 日		
給水装置所有者等変更届		
届出年月日		*太枠内の必要事項を記入してください。
年 月 日		
<p>(あて名) 宗像地区事務組合長 本紙のとおり所有者を 変更したので届出します。</p> <p>(届出者) フリガナ 氏名 _____</p> <p>住 所 _____</p> <p>電話番号 _____</p> <p>給水装置 設置場所 _____</p> <p>※窓口にこられた方の会社名、氏名等を記入して下さい。 ※所有者ご本人様以外の方は、委任状が必要です。</p>		
変更 事由	変更前	
	<p>フリガナ 所有者 署名</p> <p>所有者 住 所</p>	
変更 事由	変更後	
	<p>所有者</p> <p>所有者 住 所</p>	
<p>(委任状) 上記の届出者を代理人と定め、給水装置所有者等変更届を委任します。</p> <p>年 月 日 委任者 _____ 住所 _____</p>		

所有者変更で、前所有者の署名(押印)  
が必要な場合に記入する。

年 月 日

誓約書

(あて名)  
宗像地区事務組合長

氏名 \_\_\_\_\_

上記の給水装置は、年 月 日  
をもって私が使用をしましたが、  
当所有者が \_\_\_\_\_ のため  
署名(押印)できません。  
この件に関し、当所有者などから異議申  
立てがあった場合は、私が責任を負って解  
決いたします。

様式第 6 号(第 14 条関係)

様式第6号(第14条関係)

検査請求書

年 月 日

宗像地区事務組合長 宛

請求者 住所

氏名

電話番号

次のとおり、検査の請求をします。

給水装置所在地		
給水装置所有者	住所	
	氏名	
使用者	住所	
	氏名	
用途	一般用・臨時用・消火栓用・共用	
検査事項	1 給水装置( ) 2 水質	

様式第7号(第21条関係)

様式第7号(第21条関係)

## 料金等減免申請書

年 月 日

宗像地区事務組合長 宛

申請者 住所

氏名

電話番号

次の理由により、減免を申請します。

使用箇所	
フリガナ	
使用者氏名	
減免を希望する 使用料等	
減免を希望する 金額	円( 年 月から 年 月まで)
減免申請の理由	

## ○宗像地区事務組合専用水道及び簡易専用水道に関する規則

平成25年3月25日

規則第2号

## (趣旨)

第1条 この規則は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)、水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)及び水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。)に基づく専用水道及び簡易専用水道に関し必要な事項を定めるものとする。

## (専用水道布設工事の確認申請等)

第2条 宗像市及び福津市において法第32条の規定により専用水道の布設工事の確認を受けようとする者は、専用水道布設工事確認申請書([様式第1号](#))を宗像地区事務組合長(以下「組合長」という。)に提出しなければならない。

2 専用水道布設工事確認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法第33条第1項に規定する書類
- (2) 附帯設備の概要図
- (3) その他組合長が必要と認める書類

3 法第33条第5項の規定による通知は、工事の設計が法第5条の規定による施設基準に適合することを確認したときは専用水道布設工事確認済通知書([様式第2号](#))により、適合しないと認めたとき又は適合するかしないかを判断することができないときは専用水道布設工事不適合通知書([様式第3号](#))により行うものとする。

## (専用水道布設工事確認申請書の記載事項の変更の届出)

第3条 法第33条第3項の規定による届出は、専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届([様式第4号](#))に変更の内容を確認できる書類を添えて行わなければならない。

## (専用水道の給水開始前の届出)

第4条 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による届出は、専用水道の設置者(所有者その他の者で、当該水道の管理について権原を有するものをいう。以下同じ。)が、専用水道給水開始届([様式第5号](#))により行わなければならない。

2 専用水道給水開始届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法第13条第1項に規定する水質検査の結果書の写し
- (2) 法第13条第1項に規定する施設検査の成績書の写し
- (3) 主要施設の平面図

## (専用水道の水道技術管理者の届出)

第5条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第19条第1項の規定により水道技術管理者を置き又は変更したときは、速やかに水道技術管理者設置(変更)届([様式第6号](#))により組合長に届け出なければならない。

2 水道技術管理者設置(変更)届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 履歴書

- (2) 勤務証明書
- (3) 水道技術管理者としての任命辞令の写し
- (4) 省令第 14 条第 3 号に定める厚生労働大臣が認定する講習の修了証書の写し  
(業務の委託の届出)

第 6 条 法第 34 条第 1 項において準用する法第 24 条の 3 第 2 項の規定による届出は、専用水道の設置者が水道管理業務委託(開始・終了)届([様式第 7 号](#))により行わなければならない。

- 2 水道管理業務委託(開始・終了)届には次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 業務委託契約書の写し
  - (2) 受託水道業務技術管理者としての任命辞令の写し
  - (3) 受託水道業務技術管理者としての資格を証する書類
  - (4) その他組合長が必要と認める書類
- 3 水道管理業務委託(開始・終了)届の記載事項に変更を生じたときは、専用水道の設置者は速やかに水道管理業務委託変更届([様式第 8 号](#))により組合長に届け出なければならない。  
(専用水道の廃止等の届出)

第 7 条 専用水道の設置者は、当該専用水道を廃止し、若しくは休止したとき又は当該水道が専用水道に該当しなくなったときは、速やかに専用水道廃止(休止)届([様式第 9 号](#))により組合長に届け出なければならない。

(簡易専用水道の設置等の届出)

第 8 条 宗像市及び福津市において、受水槽を設置し、当該受水槽を簡易専用水道の施設として使用しようとする者は、速やかに簡易専用水道設置届([様式第 10 号](#))により組合長に届け出なければならない。

- 2 簡易専用水道の設置者は、次に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに簡易専用水道届出事項変更届([様式第 11 号](#))により組合長に届け出なければならない。
  - (1) 建築物の名称
  - (2) 設置者の住所及び氏名(法人又は組合にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
  - (3) 受水槽、高置水槽その他の給水設備の構造及び給水管の材質
- 3 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道を廃止し、若しくは休止したとき又は当該水道が簡易専用水道に該当しなくなったときは、速やかに簡易専用水道廃止(休止)届([様式第 12 号](#))により組合長に届け出なければならない。  
(改善の指示等)

第 9 条 法第 36 条第 1 項の規定により専用水道を改善すべき旨を指示するとき又は同条第 3 項の規定により簡易専用水道の管理に関し必要な措置を採るべき旨を指示するときは、組合長は改善指示書([様式第 13 号](#))により行うものとする。

2 法第 36 条第 2 項の規定により水道技術管理者(法第 24 条の 3 第 6 項の規定により水道技術管理者とみなされる受託水道業務技術管理者を含む。)を変更すべきことを勧告するときは、組合長は勧告書([様式第 14 号](#))により行うものとする。

(給水停止命令)

第 10 条 法第 37 条の規定により専用水道又は簡易専用水道による給水を停止すべきことを命じるときは、組合長は給水停止命令書([様式第 15 号](#))により行うものとする。

2 前項の給水停止命令を行った場合であって、地下水の管理上必要と認めるときは、組合長は宗像市長又は福津市長に対して、その旨を通知するものとする。

(給水の緊急停止の報告)

第 11 条 専用水道又は簡易専用水道の設置者は、法第 34 条第 1 項において準用する法第 23 条第 1 項又は省令第 55 条第 4 号の規定により給水の緊急停止を行ったときは、直ちに組合長に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 6 月 1 日規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 28 日規則第 8 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 4 月 1 日規則第 4 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

(平25規則3・全改、令4規則4・一部改正)

年 月 日

様式第1号 (第2条関係)

宗像地区事務組合長 あて

住 所

申請者

氏 名

(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

専用水道布設工事確認申請書

水道法第32条の規定により、次のとおり専用水道布設工事(新設 増設 改造)の確認を申請します。

専用水道の名称	
水道事務所	名 称
	所 在 地 市
	電 話 番 号

様式第2号(第2条関係)

(平25規則3・全改)

第 号  
年 月 日

様式第2号(第2条関係)

住 所  
氏 名 様

宗像地区事務組合長

## 専用水道布設工事確認済通知書

水道法第32条の規定により 年 月 日付けで申請のあった専用水道の布設工事(新設 増設 改造)の設計については、同法第5条の規定による施設基準に適合することを確認したので、同法第33条第5項の規定により通知します。

様式第3号(第2条関係)

(平25規則3・全改、平28規則8・一部改正)

第 号  
年 月 日

様式第3号 (第2条関係)

住 所  
氏 名 様

宗像地区事務組合長

専用水道布設工事不適合通知書

水道法第32条の規定により 年 月 日付けで申請のあった専用水道の布設工事  
(新設 増設 改造)の設計については、下記の理由により同法第5条の規定による施設基準に

適合しないことを認めたので通知します。  
適合するかしないかを判断することができないことを通知します。

記

(理由)

(備考) この処分に不服がある場合は、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、宗像地区事務組合長に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この文書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、宗像地区事務組合(訴訟において宗像地区事務組合を代表するものは、宗像地区事務組合長)を被告として提起することができます。ただし、この処分に対して審査請求を行った場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、提起しなければなりません。

様式第4号(第3条関係)

(平25規則3・全改)

年 月 日

様式第4号(第3条関係)

宗像地区事務組合長 あて

住 所

届出者

氏 名

(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

## 専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届

年 月 日付けで申請した専用水道布設工事確認申請書について、次のとおり変更を生じたので、水道法第33条第3項の規定により届け出ます。

専用水道の名称	
変更の内容	変更前
	変更後

様式第 5 号(第 4 条関係)

(平 25 規則 3・全改)

年 月 日

様式第5号 (第4条関係)

宗像地区事務組合長 あて

住 所

届出者

氏 名

(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

専用 水道 給水 開始 届

専用水道の給水を開始するので、水道法第34条第1項において準用する同法第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

専用水道の名称 又は工事の名称	
確認年月日及び番号	年 月 日 第 号
給水開始予定年月日	年 月 日

様式第 6 号(第 5 条関係)

(平 25 規則 3・全改)

年 月 日

様式第6号 (第5条関係)

宗像地区事務組合長 あて

住 所

届出者

氏 名

(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

## 水道技術管理者設置(変更)届

年 月 日付けで確認を受けた専用水道について、水道技術管理者を次のとおり設置(変更)したので、宗像地区事務組合専用水道及び簡易専用水道に関する規則第5条第1項の規定により届け出ます。

専用 水道 の 名 称	
一 日 最 大 給 水 量	立方メートル
設 置(変更)年 月 日	年 月 日
水道技術管理者	職 氏 名
	最 終 学 歴
	水道に関する技術上の実務経験年数
	年 月
	変更前の水道技術管理者の職氏名

様式第 7 号(第 6 条関係)

(平 25 規則 3・全改)

年 月 日

様式第 7 号 (第 6 条関係)

宗像地区事務組合長 あて

住 所

届出者

氏 名

(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

## 水道管理業務委託(開始・終了)届

年 月 日 付けで確認を受けた専用水道の水道管理業務について委託を開始・終了したので、宗像地区事務組合専用水道及び簡易専用水道に関する規則第 6 条第 1 項の規定により次のとおり届け出ます。

専用 水道 の 名 称	
委託開始・終了年 月 日	年 月 日
水道管理業務受託者の住所及び氏名(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)	氏 名 住 所
受託水道業務技術管理者の氏名	
委託した業務の範囲	
契 約 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
契約が効力を失った理由(終了の場合のみ)	

様式第 8 号(第 6 条関係)

(平 25 規則 3・全改)

年 月 日

様式第 8 号 (第 6 条関係)

宗像地区事務組合長 あて

住 所

届出者

氏 名

(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

## 水道管理業務委託変更届

年 月 日付けで届出を行った水道管理業務の委託について変更を生じたので、宗像地区事務組合専用水道及び簡易専用水道に関する規則第 6 条第 3 項の規定により次のとおり届け出ます。

専用水道の名称	
変更事項	
変更年月日	年 月 日

様式第 9 号(第 7 条関係)

(平 25 規則 3・全改)

年 月 日

様式第 9 号(第 7 条関係)

宗像地区事務組合長 あて

住 所

届出者

氏 名

(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

専用 水道 廃止(休止)届

年 月 日付けで確認を受けた専用水道を次のとおり廃止(休止)したので、  
宗像地区事務組合専用水道及び簡易専用水道に関する規則第 7 条の規定により届け出ます。

専用水道の名称	
休止又は廃止の理由	
休止期間	年 月 日から 年 月 日まで
廃止年月日	年 月 日
休止又は廃止後の 当該地区的飲用水 確保の見込み	

### 様式第10号(第8条関係)

(平25規則3・全改、令4規則4・一部改正)

年 月 日

様式第10号(第8条関係)

## 簡易專用木道設置屆

宗像地区事務組合長 あて

水道法第3条第7項に規定する簡易専用木道を次のとおり設置したので、宗像地区事務組合専用木道及び簡易専用木道に関する規則第8条第1項の規定により届け出ます。

建築物	所在地 市	名称 〔通称〕
設置者	住所(法人又は組合にあっては、その事務所の所在地) 電話	氏名(法人又は組合にあっては、その名称及び代表者の氏名)
管理者	住所(又は所属) 電話	氏名

建築物の概要	建築構造	<input type="checkbox"/> SRC <input type="checkbox"/> RC <input type="checkbox"/> S 木造 <input type="checkbox"/> その他( )			年竣工	施設付近の見取図
	用途	<input type="checkbox"/> アパート・マンション(賃貸・分譲) <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 旅館 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> その他( )				
	延べ床面積	m <sup>2</sup>	地上階・地下階	特定建築物の届出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	利用者数	居住者 人(又は世帯)	その他の利用者 人/日			
	使用水量	m <sup>3</sup> /日		水道直結栓	<input type="checkbox"/> 有( 個)	<input type="checkbox"/> 無
給水施設の概要	受水槽	<input type="checkbox"/> 屋内( 階) <input type="checkbox"/> 屋外 <input type="checkbox"/> その他( )				
		<input type="checkbox"/> 地上式 <input type="checkbox"/> 床置式 <input type="checkbox"/> 地下埋込式 <input type="checkbox"/> 半地下式				
	材質	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> FRP <input type="checkbox"/> ステンレス <input type="checkbox"/> その他( )				
	有効容量	基 数	基	タテ	ヨコ	有効水深
		総有効容量	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup> ( m× m)	m <sup>3</sup> ( m× m)	m <sup>3</sup> ( m× m)
高置水槽	<input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外 <input type="checkbox"/> その他( )					
	材質	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> FRP <input type="checkbox"/> ステンレス <input type="checkbox"/> その他( )				
有効容量	基 数	基	タテ	ヨコ	有効水深	
	総有効容量	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup> ( m× m)	m <sup>3</sup> ( m× m)	m <sup>3</sup> ( m× m)	
給水管の材質	<input type="checkbox"/> ビニールライニング鋼管 <input type="checkbox"/> 硬質塩化ビニール管 <input type="checkbox"/> ポリエチレン層管 <input type="checkbox"/> その他( )					
塩素滅菌機	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	防錆剤使用	<input type="checkbox"/> 有(名称 ) <input type="checkbox"/> 無			
消防用水	<input type="checkbox"/> 同一水槽 <input type="checkbox"/> 別水槽		污水槽	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
給水管理	<input type="checkbox"/> 自主 <input type="checkbox"/> 委託(業者名 )					
貯水槽の掃除	<input type="checkbox"/> 自主 <input type="checkbox"/> 委託(業者名 )					

様式第 11 号(第 8 条関係)

(平 25 規則 3・全改)

年 月 日

様式第 11 号 (第 8 条関係)

宗像地区事務組合長 あて

住 所

届出者

氏 名

(法人又は組合にあっては、その名称主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

簡易専用水道届出事項変更届

簡易専用水道について次のとおり変更を生じたので、宗像地区事務組合専用水道及び簡易専用水道に関する規則第 8 条第 2 項の規定により届け出ます。

建築物の名称	(通称： )
建築物の所在地	市
変 更 事 項	
変 更 年 月 日	年 月 日

様式第 12 号(第 8 条関係)

(平 25 規則 3・全改)

年 月 日

様式第 12 号 (第 8 条関係)

宗像地区事務組合長 あて

住 所

届出者

氏 名

(法人又は組合にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

## 簡易専用水道廃止(休止)届

簡易専用水道を次のとおり廃止(休止)したので、宗像地区事務組合市専用水道及び簡易専用水道に関する規則第 8 条第 3 項の規定により届け出ます。

建築物の名称	(通称: )
建築物の所在地	市
休止期間	年 月 日から 年 月 日まで
廃止年月日	年 月 日
廃止(休止)理由	

様式第 13 号(第 9 条関係)

(平 25 規則 3・全改、平 28 規則 8・一部改正)

第 号  
年 月 日

様式第 13 号 (第 9 条関係)

住 所  
氏 名 様

宗像地区事務組合長

改 善 指 示 書

下記の専用水道(簡易専用水道)について、水道法第 36 条第 1 項(第 3 項)の規定により改善を指示する。

記

1 施設の名称及び所在地

2 改善を要する事項

(備考) この処分に不服がある場合は、この文書を受け取った日の翌日から起算して 3 月以内に、宗像地区事務組合長に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この文書を受け取った日の翌日から起算して 6 月以内に、宗像地区事務組合(訴訟において宗像地区事務組合を代表するものは、宗像地区事務組合長)を被告として提起することができます。ただし、この処分に対して審査請求を行った場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に、提起しなければなりません。

様式第 14 号(第 9 条関係)

(平 25 規則 3・全改)

第 号  
年 月 日

様式第 14 号 (第 9 条関係)

住 所 様  
氏 名

宗像地区事務組合長

## 勧 告 書

下記の専用水道の水道技術管理者(受託水道業務技術管理者)は、警告を発したにもかかわらず、なお継続して職務を怠っているので、水道法第 36 条第 2 項(水道法第 24 条の 3 第 6 項の規定による同法第 36 条第 2 項)の規定により、当該水道技術管理者(受託水道業務技術管理者)の変更を勧告する。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 水道技術管理者(受託水道業務技術管理者)の職氏名

様式第 15 号(第 10 条関係)

(平 25 規則 3・全改、平 28 規則 8・一部改正)

第 号  
年 月 日

様式第 15 号 (第 10 条関係)

住 所  
氏 名 様

宗像地区事務組合長

給 水 停 止 命 令 書

下記の専用水道(簡易専用水道)について、水道法第 37 条の規定により給水の停止を命じる。

記

1 施設の名称

2 給水停止期間

年 月 日から 年 月 日まで

(備考) この処分に不服がある場合は、この文書を受け取った日の翌日から起算して 3 月以内に、宗像地区事務組合長に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この文書を受け取った日の翌日から起算して 6 月以内に、宗像地区事務組合(訴訟において宗像地区事務組合を代表するものは、宗像地区事務組合長)を被告として提起することができます。ただし、この処分に対して審査請求を行った場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に、提起しなければなりません。

## ○宗像地区事務組合三階以上直結直圧給水施行基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、宗像地区事務組合水道事業給水装置の構造及び材質の基準に関する規程（平成22年公営企業規程第13号）第2条第1項第4号の規定に基づき、水道事業管理者（以下「管理者」という）が認める3階以上の高さの建物への直結直圧給水（以下「三階以上直結直圧給水」という）を行うための給水装置の設計及び維持管理について必要な事項を定めるものである。

2 この基準は既存の給水能力の範囲において既存給水区域に給水が可能となる場合に適用するものとする。

### (対象となる建物)

第2条 三階以上直結直圧給水の対象となる建物は、次の各号に掲げるもののうち、給水栓を設置する高さが道路止水栓取付け地点における地盤高から三階建て建物については8.5メートル以下、四階建て建物については11.5メートル以下、五階建て建物については14.5メートル以下のものとする。

- (1) 一戸建て住宅等（二世帯住宅、店舗付き住宅を含む。以下同じ）
- (2) 共同住宅（小世帯向け共同住宅を含む。以下同じ）
- (3) 事務所ビル、倉庫等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が五階以下直結直圧給水をすることが適当と認めた建物

### (対象地域等)

第3条 三階以上直結直圧給水をしようとする建物が存する土地（以下「申請地」という）について指定給水装置に事事業者（以下「指定業者」という）が水圧を調査し、最小同水圧が次に定める条件を満たさなければならない。

建築用途 水圧分布区分	一戸建て 住宅等	共同住宅	事務所ビル、 倉庫等		
0.20Mpa 未満の地域	不可能				
0.20Mpa 以上 0.25Mpa 未満の地域	可 能	不可能			
0.25Mpa 以上 0.30Mpa 未満の地域	可 能（3階建てまで）				
0.30Mpa 以上 0.35Mpa 未満の地域	可 能（4階建てまで）				
0.35Mpa 以上の地域	可 能（5階建てまで）				

2 前項に規定する水圧の測定、調査は、自記録水圧計による24時間測定とし、次のとおりとする。

(1) 申請地に既存の給水管がある場合は、給水管の水圧を測定する。

(2) 申請地に既存の給水管がない場合は、管理者が指定する場所の水圧を測定する。

3 三階以上直結直圧給水をするために必要な調査や設計・計算及び配水管等の整備にかかる費用については、三階以上直結直圧給水を受けようとする者（以下「申請者」という）の負担とする。

（水理計算、設計水圧等）

第4条 水理計算により末端最高位の給水器具を使用するための必要最小動水圧が確保されていなければならない。なお、各給水器具における必要最小同水圧は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一般水栓 0.03Mpa

(2) 給湯器 0.05Mpa

2 給水装置の設計に用いる水圧（以下「設計水圧」という）は、次の表に定めるとおりとする。

水圧分布区分	設計水圧
0.20Mpa 以上 0.25Mpa 未満の地域	0.20Mpa
0.25Mpa 以上 0.30Mpa 未満の地域	0.25Mpa
0.30Mpa 以上 0.35Mpa 未満の地域	0.30Mpa
0.35Mpa 以上の地域	0.35Mpa

3 水圧分布が 0.35Mpa 以上の地域については、将来的にも水圧の低下がないこと及び他の給水に影響がないことが明らかであり、かつ、管理者の承諾があるものについては、設計水圧協議書により設計水圧を定めることが出来る。

4 水理計算は、前項の規定により算出した設計水圧を基に、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

(1) 給水管の口径が 50ミリメートル以下 ウエストン公式

(2) 給水管の口径が 75ミリメートル以上 ヘーゼン・ウィリアムズ公式

5 各種給水用具類の損失水頭は、水理計算用損失を参考にして算出する。

（配管条件）

第5条 三階以上直結直圧給水をするために必要な配管条件は次の各号に掲げるものとする。

(1) 分岐する前面配水管の口径は、50ミリメートル以上であること

(2) 給水管の口径は、設計水圧及び水理計算により算出すること

(3) 分岐する給水管の口径は、75ミリメートル以下であって、かつ、前面配水管口径の2ランク以下であること

但し、受水槽給水から直結直圧給水への切替等、既設の取出しを使用する場合、

配水管側に影響がない場合は、この限りではない。

(4) 給水管は、一の申請地につき一箇所の引き込みとする。ただし、二世帯住宅等、管理者が認めた場合はこの限りでない。

(給水装置の構造及び材質)

第 6 条 給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- (1) 止水栓及びバルブは、圧力損失の少ないボールバルブを使用し、逆流の防止を行うため、逆止弁を設置する。
- (2) 共同住宅等にあって、二階以上の立ち上がり配管を共通とする場合は、立ち上がり配管分岐部及び各階層に止水バルブを設置しなければならない。
- (3) 共同住宅等の水道メータの設置場所は、パイプシャフト内とする。ただし、パイプシャフトがない場合は、一階地上とする。
- (4) 一階地上に水道メータを設置する場合、水道メータから五階までの給水管の口径は、25ミリメートル以上としなければならない。また、立ち上がり管については、ステンレス管やライニング鋼管等を使用する。
- (5) 立ち上がり配管の最上部で点検が容易な場所に吸排気弁及びメンテナンスバルブ(仕切弁又はボール弁)、ドレン配管を設置しなければならない。
- (6) ヘッダー配管を利用する場合は、ヘッダーの直列つなぎは行わないものとする。

(事前協議)

第 7 条 申請者は、事前調査及び現地調査を十分に行った上で給水装置を設計し、管理者に対し水理計算書及び三階以上直結直圧給水協議書を提出するものとする。

2 管理者は、前項に規定する協議の申請があったときは、その結果を申請者に通知する。

(本申請)

第 8 条 前条の規定による協議が整ったときは、申請者は、給水装置工事申請書に、次の各号に掲げる建物の区分に応じ、それぞれ該当各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 一戸建て住宅等の場合  
誓約書（三階以上直結直圧給水）
- (2) 一戸建て住宅等以外の場合  
誓約書（三階以上直結直圧給水）  
三階以上直結直圧給水にかかる維持管理届  
三階以上直結直圧給水装置維持管理誓約書

(竣工検査)

第9条 給水装置の工事が完了したときは、当該工事を行った指定業者の給水工事主任技術者の立会いの下、逆止弁の設置状況、水圧状況等についての竣工検査を行うものとする。

2 申請者に対しては、前項の検査により手直し等の指示があった場合は、速やかにこれに対処させ、再検査を行うものとする。

(誓約及び維持管理)

第10条 三階以上直結直圧給水を行う際は、次の各号に掲げる事項を条件とする。

- (1) 申請者は、五階以下直結直圧給水を行う建物の維持管理についての責任を明確にすること。
- (2) 申請者は、事故等による断水その他の緊急対策について、建物の居住者に周知徹底を図ること。

(文書等の様式)

第11条 この基準に定める文書等の様式は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和2年7月7日から施行する。

(基準等の廃止)

2 宗像地区事務組合三・四階直結直圧給水施行基準(平成30年4月1日施行)(以下「旧基準」という。)は廃止する。

(経過措置)

3 この基準の施行日以前において旧基準により承認等を得ているものは、この基準にかかわらず、従前の基準による。

## ○宗像地区事務組合メータ取扱要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、水道メータ（以下「メータ」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (メータの種類)

第2条 メータの種類は、平型、電子式、電磁式の3種類とする。

### (メータの形式)

第3条 メータの形式は、現地式と遠隔指示式とする。

### (メータの設置)

第4条 管理者が設置するメータは、平型メータとする。

2 受水槽を設置し、各戸検針・料金徴収する建物は、検針事務の効率化のために各戸及び共用部分を電子式メータとすることができます。また、5階以下の直圧直結式給水の建物についても、検針事務の困難解消を図るため各戸及び共用部分を電子式メータとすることができます。なお、電子式メータの設置基準については別に定める。

3 電子式メータの設置に伴う集中検針盤その他設備（電子式メータ本体を含む）については、設備所有者の負担とする。

4 メータの設置については、給水装置工事基準によるものとする。

### (維持管理)

第5条 メータの設置以後は、宗像地区事務組合において検針、メータ取替等を行うので、作業に支障となる物件を置き又は、工作物を設けることはできない。

2 オートロック式の住宅については、設備所有者がオートロック解除方法（変更）届書を提出し、宗像地区事務組合が行う検針、メータの取替等の作業に協力しなければならない。

3 電子式メータの設置に伴う集中検針盤その他設備（電子式メータ本体を除く）については、設備所有者が維持管理を行なわなければならない。

4 宗像地区事務組合と設備所有者及び管理責任者の三者で「集中検針装置の維持管理に関する契約書」を締結し、前項の内容を確實に履行する。

### (その他)

第6条 次の各号の理由により管理者が認めた場合は、電子式メータ等の設置をすることができる。

- 1 宗像地区事務組合において特に必要と認めた場合。
- 2 協議の申し出があり、宗像地区事務組合が認めた場合。

### 付 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 この要綱は、施行日以降に協議を受けるものから適用する。

## ○共同住宅水道メータ等整備基準

水道の各戸検針、徴収の申請をしようとする者が各戸に設置してある水道メータ（以下「メータ」という。）及び新たに共同住宅を建設し各戸検針、徴収を申請しようとする者のメータ等の整備の基準を、次のとおり定める。

### 1 受水槽以下装置の改善措置

メータの位置の変更又は止水栓の位置その他の改善を要するものは、メータの取替と同時に使うものとする。

### 2 受水槽以下のメータ設置基準

#### (1) 設置基準

メータの設置については、「受水槽以下のメータ設置基準」及び「電子式メータ設置基準」に適合するものにしなければならない。ただし、既設建物の構造上改善が困難なものについては、メータの検針及びメータの取替等が容易にできるものに改善するものとする。

#### (2) メータユニオン

メータの取替の際、メータユニオンネジ部分（上水型、金門型）が異なるときは、正規のものと取替えるものとする。

### 3 宗像地区事務組合指定メータ等

#### (1) 宗像地区事務組合指定メータとは、下記の水道メータ指定業者が納入する宗像地区事務組合 JIS 規格水道メータ購入仕様書（北九州市上下水道局準拠）に適合したメータとする。

ア 愛知時計電機株式会社	カ 東洋計器株式会社
イ アズビル金門株式会社	キ 株式会社ニッコク
ウ 大豊機工株式会社	ク 前澤給装工業株式会社
エ 柏原計器工業株式会社	
オ 株式会社西部水道機器製作所	

### 付 則

#### (施行期日)

- この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- この基準は、施行日以後に協議を受けるものから適用する。

## ○受水槽以下のメータ設置基準

### 1 適用の範囲

この基準は、共同住宅等において、受水槽以下に設置する（以下「メータ」という。）及び配管等について、その必要な事項を定める。

### 2 メータの設置

- 1) メータは、各戸の引込み給水管の咽喉部に水平に設置すること。
- 2) メータが他の配管と平行するときは、給水管の外側と他の配管の外側との間隔を 15 センチメートル以上とすること。
- 3) メータの真上に配管してはならない。

### 3 メータ前後の配管

メータ前後の配管は、別図 1 又は別図 2 に掲げるとおりとする。

### 4 認証品の使用

ライニング鋼管、鋼管用直結止水栓、伸縮メータユニオン及びその他必要な給水材料は、別表 1 に掲げる認証品を使用すること。

### 5 パイプシャフトの寸法

パイプシャフトの標準寸法は、別図 3、別図 4 又は別図 5 によるものとする。

### 6 メータ設置図の提出

工事着工前に、メータ前後の配管及びパイプシャフトの詳細図を宗像地区水道管理センター施設課給水係に提出し、審査を受けること。

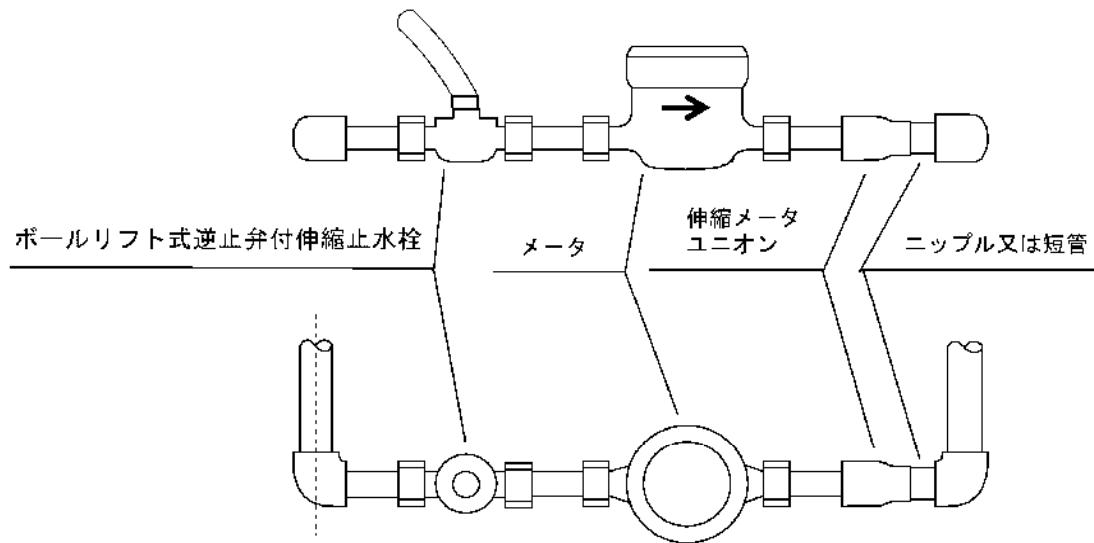
### 付 則

（施行期日）

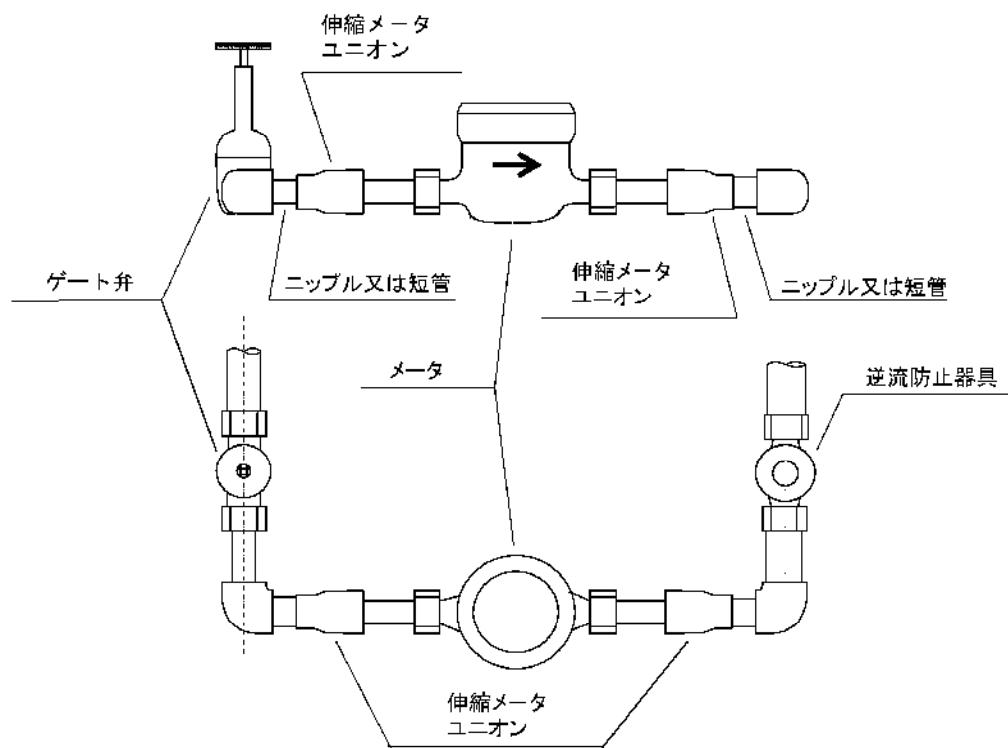
- 1 この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この基準は、施行日以後に協議を受けるものから適用する。

パイプシャフト内メータ回り標準構造図

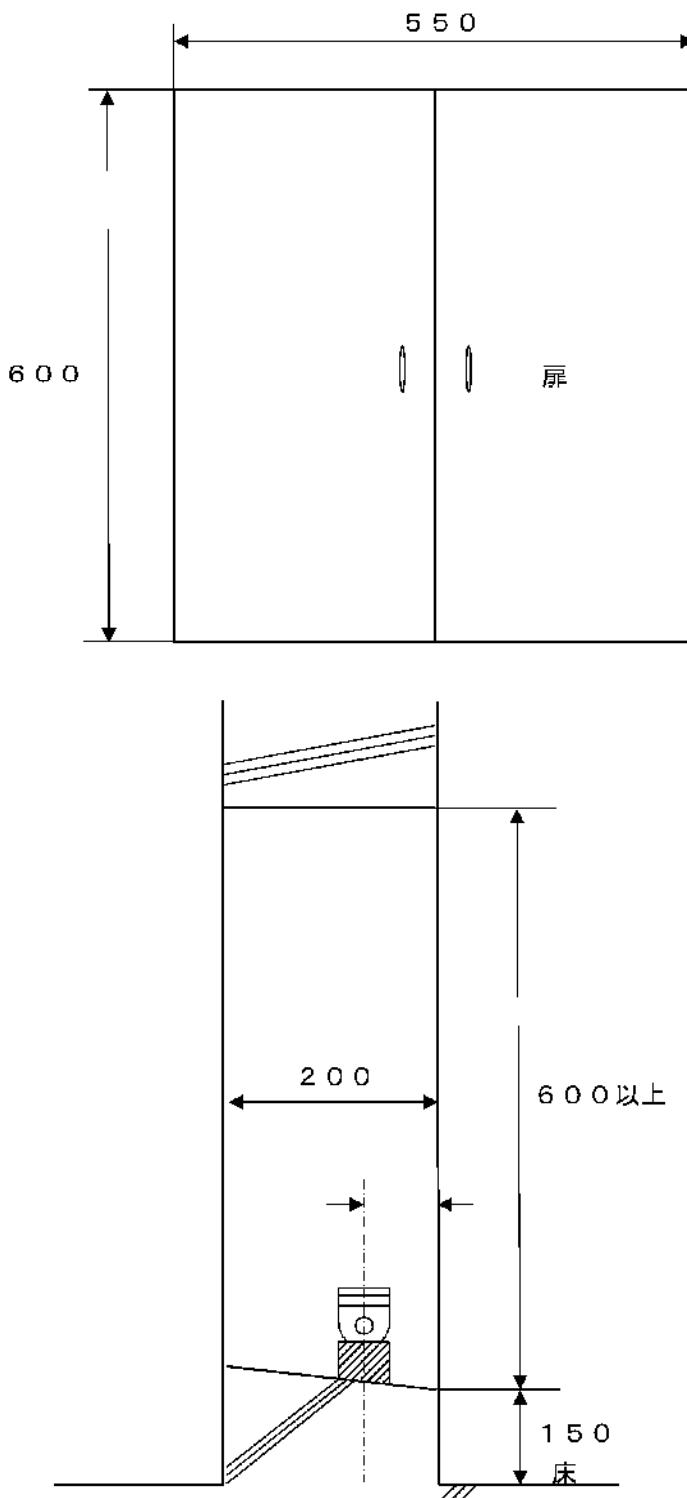
別図 1



別図 2

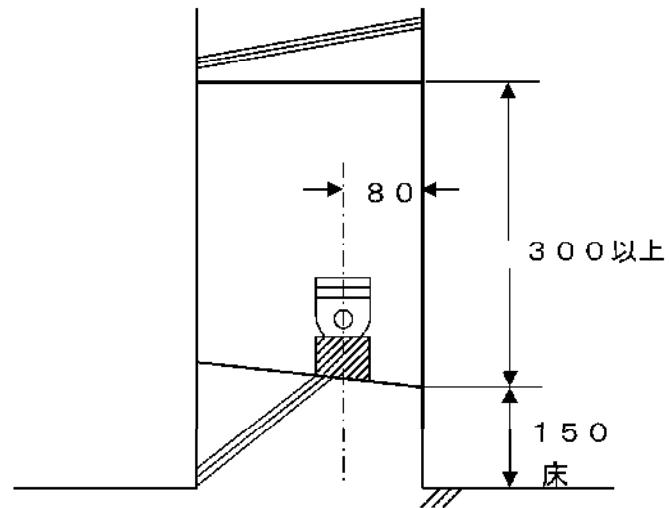
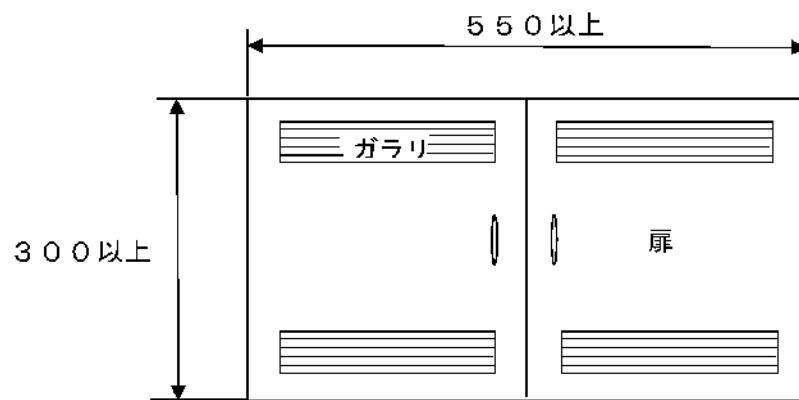


別図3 パイプシャフト内標準収納図

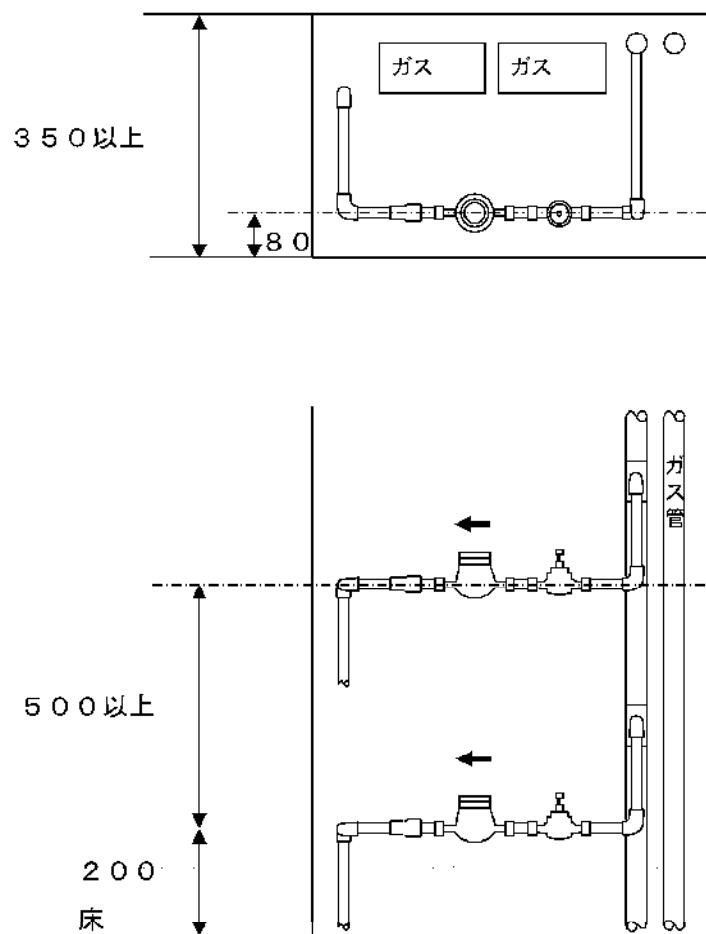


別図 4 パイプシャフト内標準収納図（電子式メータの場合）

ガラリは、点検扉面積の  
5%かつ500cm<sup>2</sup>以上あること。



別図 5 パイプシャフト内メータ標準収納図  
(メータを複数個、収納する場合)



## ○電子式メータ設置基準

### 1 適用範囲

この基準は、宗像地区事務組合が各戸検針及び各戸徴収を行う電子式メータ設備に対して適用する。

### 2 規格

電子式メータは、下記の製造業者の製品とすること。

- ア 愛知時計電機株式会社
- イ アズビル金門株式会社
- ウ 柏原計器工業株式会社
- エ 株式会社西部水道機器製作所
- オ 東洋計器株式会社

### 3 電子式メータの構造

#### (1) 基メータ

基メータは、宗像地区事務組合 JIS 規格水道メータ購入仕様書（北九州市上下水道局準拠）に適合したものとする。

#### (2) 信号形態

信号形態は 8 ビット電文（東京都水道局 自動検針通信仕様書 V e r 2.6 A 準拠）とする。

#### (3) 伝送線

基メータと集中検針盤との伝送線は 2 芯配線とする。

#### (4) 基メータと伝送線の接続方法

基メータと伝送線の接続は、端子箱を取付容易な場所に設置し、Y型圧着端子を用いて端子箱内にビス止めとする。

#### (5) 集中検針盤

集中検針盤は 8 ビット電文（東京都水道局 自動検針通信仕様 V e r 2.6 A 準拠）を受けて、基メータの積算値をタッチパネルにより切替え液晶表示する集中型とする。

#### (6) 電源

集中検針盤の電源は、A C 1 0 0 V を用いるものとする。

#### (7) その他

上記以外の電子式メータの構造等については、宗像地区水道管理センター施設課給水係に照会すること。

#### 4 集中検針盤の取付場所

集中検針盤は原則として 1 棟 1ヶ所とし、その取付位置は検針が容易な場所であること。

#### 5 基メータの設置場所及びメータ装置の器具

基メータの設置場所及びメータ装置の器具は、受水槽以下の設置基準第 2 項及び第 3 項によるものとする。

#### 6 基メータのボックス寸法

基メータのメータボックスの標準寸法は、別図によるものとする。

#### 7 届出及び承認

電子式メータを設置する場合は、事前協議時にメータの器種、口径、集中針針盤の取付位置、配管、配線等の詳細図を作成し、宗像地区水道管理センター施設課給水係に届出て承認を得るものとする。

### 付 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この基準は、施行日以後に協議を受けるものから適用する。

別図 基メータボックス寸法図

ガラリは、点検扉面積の  
5%かつ500cm<sup>2</sup>以上あること。

